

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業

第12回ハンセン病検証会議

2003.9.17(水)

【金平座長】 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから第12回ハンセン病検証会議を開催いたします。

本日は、多磨全生園を開催地といたしました。先ほどもちょっとごあいさつを申し上げましたけれども、全生園並びに自治会の皆様には大変お世話になりました。この場をかりて改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、早速本日の議題に入ります。予定いたしました議事に従ってまいります。

まず、本日の予定でございますけれども、聞き取りの調査でございます。まず最初に、多磨全生園の在園者でいらっしゃる方お二人からお話を伺う予定でございます。そして、休憩を挟みまして、全国国立ハンセン病療養所施設長協議会の江川先生からお話を伺う、こういうふうになっております。最後に意見交換ということでございまして、4時半ごろを予定しておりますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、多磨全生園から聞き取りをお願いしております、まず最初に金子さんでございますが、よろしゅうございましょうか。

金子さんでいらっしゃいますか。検証会議の金平でございます。きょうは、どうもありがとうございます。金子さんからまず最初に10分ぐらいの予定でお話を伺い、その後、委員のほうから少しご質問申し上げるという形で進めたいと思いますが、金子さん、よろしいでしょうか。

【金子】 きょうは、先生方ご苦労さまでございます。本名は、私、在日ですので、金奉玉というんですけれども、通称、園内名では金子でございます。よろしく願います。

当初、30分ぐらいでということでしたので、私は昭和19年に強制収容で、手錠をかけられて大阪から群馬県の草津へ連れていかれたといういきさつを、当時内務省関係でありましたので、警察官が来て、三十数時間かかって大阪から草津まで行った。と申しますのは、本来ならば大阪ですから、瀬戸内への収容ですけれども、俗にらい狩りという当時の世相にかんがみまして、えんえん三十数時間かけて草津まで連れていかれたということなんです。

前段、かいつまんで申し上げますと、18年に徴用令状が来まして、呉の海軍工廠に半

年余り行って勤めておりました。労働の過激さもあるし、いろいろな形で、その前から病気にはかかっていたんですけれども、そのときポーッと顔がはれて、周りの者が、あのころは本名を金本奉玉と言っていたんですね。「どうも金本おかしいじゃないか」というので、そのまま舎監が来て、「荷物を持ってついてこい」と言うんで、ついていくと、いわゆる布団置き場に入れられまして、周りは全部布団が積んであって、その間に座って、約1週間ですね。その間、診察があるわけじゃないしするんですけれども、先輩が朝、昼、晩、御飯を運んでくるわけです。それは、誇張して言うわけではありませんけれども、それこそ欠けたどんぶり、欠けた皿に味噌汁と漬け物と御飯を入れて持ってきて、入り口に置いて、ほうきを持ってきて、ほうきですっと中へ入れて、戸をさっと閉めて行ってしまおうんですね。初めはとても食べる気もしないけれども、1週間いると腹がへるので、その日の夕方か翌日ころから食べた記憶はあるんですけれども、そんなことで1週間ほどすると、下がりガラスで上が素通しになっている窓のところに、今考えるとお医者さんですね。お医者さんらしき人が来て、窓からのぞいて「ふんふんふん」と私の顔を見て、そのまま帰って、「翌日、事務所へ来い」というので行ったら、「徴用を解除するからうちへ帰れ」と。大阪へ帰ってきたわけです。

それから9カ月ぐらいして、19年の9月に強制収容が行われたということで、朝寝ていると、病気だったので、親が割に寛大に、私が17歳のときだったんですけれども、見てくれていたので8時ごろまで寝ていて、起きると、表で声がして、ものすごく雨が降っている日だったんですね。お巡りさんが来て、立っていて、私、大阪の大正区で生まれたんですけれども、そのころは今の平野区、天王寺のそばの、その平野警察までちょっと来てくれということで、私、ドキッとして、いよいよこれは強制収容が始まるんだな、療養所へ連れていかれるなというふうに思っているだけけれども、それを自分の心で打ち消しながら、「そんなことない、そんなことなら。警察へ行こうと言うんだから、そんなことない」というので、雨の中、自転車に乗ってついていったら、だれもいないですね。妹と弟は学校へ行ったし、お母さんは近所の友達のところへか用足しに行ったか出ていて、だれにも会わずに自転車に乗って、お巡りさんと一緒に警察へ行ったわけです。

そのころお母さんは後で帰ってきて、「おたくの息子はお巡りさんで行ったよ」というので、気違いのようになって雨の中、「息子が療養所へ連れていかれる」ということで、この話はとても私、普通では話せないんですけれども、30分ぐらいの道のりのところを自転車に乗っていくと、留置場に連れていかれたんですね。留置場、両側に罪人というか、何

か悪いことしたんだか入っている人がいまして、その真ん中に立たされて、着いたのが9時ごろだったんですけれども、とにかくお昼ごろまで立たされていて、その間、入り口に看守が座ってこっちを見ているだけで、いかに17歳の若さとはいえ疲れるんで、壁にもたれようとする、「立っている。じっと立っている。もたれたらだめ」、関西弁ですから「そんなことしたらあかん」と言って、それで立っていたら、12時半ごろですかね、私を連れていったお巡りさんが来て、当初は平野の警察へ行って診察をしてもらうからと、初めて病気だろうということを行いました。だから、これはいよいよ療養所に連れていかれる。

でも、その当時の考え方としては、療養所へ行けばすぐ死ぬんだというふうな考え方が強くあったので、小川正子さんの「小島の春」なんかを読んで、療養所のありかを探してみたりしたけれども、とても探し切れなくて、それでお昼ちょっと過ぎごろにそのお巡りさんが来て、私服に着替えてきて「大阪駅まで行こう。大阪駅へ行って、お医者さんがそこで診察してくれる」と言ったから、「ああ、これはいよいよ療養所行きが決定だな」と思って、「大阪駅で何の診察があるんですか」。それで留置場から出ようとするときに、「何でもいからお母さんに一回会わせてくれ。そうすればどこでも行くから」と言ったら、お母さんはそのころそういう状態なので、とても警察へ来れる状態ではありませんでしたね。それで、出ようと思ったら「手を出せ」と言うんですね。手を出すと、手錠をかけようと思わず反射的に引っ込めました。「悪いこともしないのに何でだろう」と思ってね。

そうしたら、痛いだろうというので包帯は巻いてくれました。それで手錠をかけて、2キロぐらい市電の駅まで警察から行くときに、出ると兄さんが立っていました。それで、お巡りさんが、「どこへ行くんですか」と兄さんが言ったら、「草津へ行く」と言うから、「ああ、そんなに遠くないな」。滋賀県の草津ですね。そこだと思って安心して、さあ今度はトランクを持って、手錠をかけられて、お巡りさんと行くのに、通る人が見るんですよ、何か悪いことしたかと思って。恥ずかしいから、「どこでも行くから手錠だけ外してください」と懇願したんですよ。いくら頼んだってとってこないわね。

それで、駅前の交番まで行くと、当時、成人のお巡りさんもみんな、昭和19年というと終戦の1年前ですから、敗戦状態ですから、成人のお巡りさんは全部召集で行ってしまっているんで、少年警察官というのがいたんですね、私と同じ年ぐらいの若い。お巡りさんたちは黒い服だけれども、カーキ色の軍服のようなものを着て、短剣を差している。交番へ入っていくと、何も知らないで「こらっ、何悪いことした、おまえは。これで刺す

ぞ」とその短剣を抜いてね。それで、一緒に行ったお巡りが耳元で何か言うと、びっくりしたような顔をして奥へ引っ込んでいったですよ。」とにかくどこでも行くから手錠だけ外してください」と言ったら、そこで外してくれました。

そこから天王寺へ市電で行って、今、大阪のJRのあれも、当時、省線と言っていましたね。東京でも言った。環状線だったんですけども、その当時は、大阪を知っている方はご存じだと思いますけれども、大阪の梅田の駅から天王寺までの一本線だったんですね。それで梅田へ行くと、そこには患者が5人ばかりいました。たまたま患者狩りをしたときに、ちょうど私が居合わせたんで連れていかれたということで、そこから、夕方6時ごろですね。その間、飲まず食わずだし、一番困ったのが、そこまで小便をさせてくれないんですよ、警察からずっと。駅へ行って便所へ飛び込んだですよ。若いから我慢できたんですけども、6時ごろ汽車に乗って名古屋のほうに行って、名古屋で、夜12時ごろ着いたんでずっと離され、朝一番の中央線の長野行きに乗るので、離されていて朝一番戻ってきて、それにまた連結して長野へ行って、長野から上野行きに信越線、軽井沢でありて、この間はとにかくひどいもんです。

例えばおしっこに行くと、お巡りが来て、「まだかまだか」。自殺するとも思ったんでしょうね。事実、昔のあれですから、窓を開ければ、木曽路のトンネルの出たところ、あるいは鉄橋の多いところ、飛び込みたいという気持ちが何回か起きましたけど。でも、お母さんのことを考えたらそれもかなわず、軽井沢でありて、草軽電鉄、今はなくなりましたけれども、トロッコのような電車がありまして。軽井沢の駅ありて、当時、貴重であったタオルを1枚、新しいのを、汗をかくから。それでまた、汽車が長いと、トンネルが多いから、中央線は。汗とすすですごいんで、そのタオルでふいたら、それを座席に置いて、両側にお巡りさんとお医者さん、それから大阪府のAさんという患者収容の女の方がおられたんですね。その人たちが両側に座っていたので、おりようと思ってデッキまで来て、「ああ、タオルを忘れた。貴重なものだから取りに行こうか」と思って、ひょいと下を見ると、マスクをかけて白い服を着て手袋をはめた駅員さんが消毒器を持って立っているんで、それを見た瞬間その気持ちもなくなってしまって、そのまま草津へ来たということですね。

夜7時ごろ、秋ですから暗くなって、バスが来て待っていましたね。当時、バスもちゃんと患者と職員の間、板で仕切ってあって、後ろに私たちが座って、官舎まで行って、今ではとても考えられないですね。考えられないことで、私たちはおりて、先生方は官舎へ

バスで入っていったんですね。Aさんという女の人が、そこから一、二キロありますかね、歩いて寮舎のほうへ下がってきたんですけれども、そういう思いをして収容されたんですけれども、後で聞いてみると、こういうのはまれなんだそうです。例えば大阪駅に5人の患者がいて、私と合わせて6人。5人は、大阪府庁の衛生係、いわゆる患者収容を担当しているAさんという女の方です。この方は、半年ぐらいかけてパンフレットを持っていったり、それで説得をしたり、行く気になったのを集めて、ようやく1列車まとめたということで、だから、収容駅に着くと、お茶を買ってやったり、戦時中であってもそのようなものを売っていたんでね。私には、お巡りさん、一切そういうことをしないんです。だから、トイレへ行っては手を洗うところの水を飲んだり。

3カ月ぐらいしたら、ちょうど9月から寒くなる時期だから、残りの5人の人は、いわゆる逃亡、うちへ帰ってしまったのですよ。長島や光明園や大島みたいに海があるわけじゃないし、熊本のように塀があるわけじゃないし、草津は自由ですからね。よく「格子なき牢獄」と私たちは言っていたんですけど。だから自由に帰ってしまいましたね、その人たちは。その中に1人、在日の人が出て、私の筋向かいに座っていて、焼き焼きという、うどん粉に何か入れて焼いたやつを持ってきて、おいしそうに食べているのですよ。私も始め見ていたけれども、その人がこっちを見ると横を向いていたりしていたんですけれども、そうすると、目が合ったのですよ。手を出して「食べるか？」というので、腹がへっているから「食べます」と言って、もらって食べて、水道へ行って水を飲んでというような思いをして、かいつまんで話すとこのようなことで、前代未聞の収容のされ方をしたということですね。

私が療養所に入ったら入ったで、草津の場合は、今でいう民主的な、そんなに悪い思いをしたことはないし、職員の人にもわりに理解があったし、周囲の町の人にもありましたけれども、全生園の場合は、28年の予防法闘争のときに、私、草津の代表でここへ2カ月半ばかり来ていたんですけれども、草津の看護婦さんだとか、ここの看護婦さんを比べてみると、雲泥の差がありましたね。頭巾のような、大黒様のかぶるような白い帽子を、まゆ毛が隠れるほどかぶせて、でかいマスクをかけ、手袋をはめ、白いズボンをはき、それこそ大国主命がはくような指のない長い靴下のようなもの、ひもで縛るやつ、それで治療に来るんですね。だから、ここはすごいところだなと思って。

それで24年にプロミンが、新薬が出たときに、私、それを400本買って、大阪へ退院して行ってそれを打って、それでなくなったので再度草津へ入ったんですけれども、そ

のとき、もう一度出て、今度は目を悪くしましたので、34年にここへ来たんですね。34年して、終戦になって民主化されて14年にもなるのに、依然として、今はそんなことありませんから誤解しないでくださいね。今のここの職員の人たちは、患者にも非常によくするし、ほんとうに民主的なんですけれども、34年に来たときに、周りに3メートル以上、幅1メートル以上のヒイラギの垣根がずっとめぐらされておりまして、そこから出ていくと、捕まえて、園長検束規定、らい予防法に基づいて、30日以内はそこで蟄居、禁固を命ずることが園長に権限がある、裁判なしで。そこから出ていくと、そういうことですね。

それで、昭和28年に草津におられた矢嶋園長先生がここに赴任してこられ、それから、B事務部長という非常に立派な人が来られて、この方々が相談をして、垣根を全部今のよように低くしてしまった。これで外部との差がいくらかなくなったということなんですけれども、やはり古い因習というものは職員から抜け切らないものがありまして、神経痛をしたり、夜中に急病で当直の看護婦さんと呼ばせに行くと、注射を持ってきて、部屋に上がらずに、表で「ここまではってきなさい」。廊下の外まで、痛くて行けない。「上がってください」、「私は今、風呂に入ったばかりで、私服に白衣をまもってきただけだから、はってきなさい」。そういうことが34年、35年も依然として続いておりましたね。ほんとうに草津では考えられなかったような非民主的な看取り方をしていたということですね。

話せば切りのないことなんですけれども、ここに勤めている人がそうですから、町の人もそうですよね。清瀬のまちに行くと何かを買おうと、私たちがいくと、私はそんなに見てくれが悪くなくて、まあまあこのほうだから、今より病気が軽いし、年も若いし、店の前に立って何か欲しいから言おうかと思うと、店の人が中へ入ってしまうんですね。出てこないです。逃げられない焼き物売っている、今川焼きなんかを焼いているところへ行って、「これ、ください」と言うと、「これは注文のものだからだめだ」。前に並べてあるんですよ。清瀬へ行って、帰りに見ると、依然として、その人は焼いているから、奥へ逃げていくわけにいかない。いけば焦げてしまうから。やっぱり売ってくれない。

私の友達でも、肉屋へ行って肉を買おうと、ようやく売ってくれると思えば、皿を持ってきて「お金をここへ落としなさい」と。そこへ落とすと、水道のところへ持って行って水につけておく。何の消毒にもならない、素人考えなんですけれども、そのようないまわしい状態の中で、我々先輩、また現在はよくなったけれども、生活を続けてきたということですね。

私、時間がないので、言い尽くせないんですけども、その意を酌んで判断してくればいいと思います。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

まだいろいろとお話があるかもしれませんが、ちょっと時間を切ってしまいましたから、この後は、少しみんなからのお話でお答えいただけますか。お願いいたします。

今のお話だけでも、お入りになるときからいろんな思いで草津にお入りになったご経歴を伺いましたけれども、どうぞいつものように、せっかくですから金子さんにお話を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

鮎京委員、お願いします。

【鮎京委員】 検証会議委員の鮎京と申します。ちょっとお伺いいたします。手錠をかけられて連れていかれたという日のことなんですが、さっきちょっとお母さんのことを話そうとされると、やっぱりこのことは、ということ言いにくそうな感じもあったんですけども、その日はまず何だといって警察に呼ばれたのか、何をしにいくということで、雨の中、一人で自転車に乗って呼ばれていったのかということが1つと、その日、結局、お母さんに会えたのか、会えないままで入ってしまったのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

【金子】 病気だということで、警察権があるのでねらっていたんですよ、患者を集めて1列車まとめるのに。ちょうどさっき話しましたように5人まとまったので、私を入れて6人、これなら、俗に「お召し列車」と言うんですよ。軽井沢でおりてみると、車両の横にでかく「貸切車」と書いてあるんですね。それで初めから私を療養所へ連れていこうという気持ちで、大阪府庁のAさんのように納得させての上であればいいけれども、警察だから……。後で聞いたら、そのお巡りさんは患者を収容するのが初めてなんだそうですよ。だから、もし何か事故でもあったら自分の責任になるんじゃないかということで、うそをつきつき、来たときには警察で診察をする、お医者さんがいるからというんで、留置場で延々5時間も立たされていて、それで今度、大阪駅まで連れていく口実に、大阪駅へ行って診察するからと、見え見えのうそですよ。いくら私が若い、17歳だといったら、そのぐらいはわかりますよ。大阪駅のどこで診察をするかということですよ。そういううそで私を大阪駅まで連れて行って、それで草津へ行ったということです。

それから、お母さんのことですけども、お母さんはとても来れた状態じゃなかったで

すね。ちょっと横へそれますけれども、朝鮮人も徴用だとか兵役の義務に課せられるので、生活指導員というのがいたんですよ。これは在日の中でちょっと有力な人で、少し学のある人で、私の場合は、はっきり覚えておりますけれども、Cという人ですね。その人のところへうちのお母さんが、雨に当たって駆け込んでいって「うちの息子、病院へ連れていかれそう。病院に行くと殺されるから助けてくれ」。しかし、その人は生活の指導員であって、そういう権限は何にもないんですよ。したがって、うちのお母さんは来なかった。来れなかったですね、来ないよりも。

それで、兄さんが着替えを少し持って、草津だというから、先ほど話しましたように滋賀県の草津だと思って、それこそほんの何枚かの着替えと、おむすびを少し持って、その中へ入れてきた。草履で行ったものだから靴を持ってきて、それに履きかえて出たと、こういうことです。

【金平座長】 よろしいですか。

じゃ、鈴木委員。

【鈴木伸彦委員】 検証会議の鈴木です。今すごく印象に残ったのは、皿にお金を入れるという話、非常に残酷な話だなと思ってお聞きしたんだけど、熊本地裁の判決以降もそういうような、いまだに残る差別の話というの、ちらほら聞こえてくるんですが、例えばここの療養所の方にお聞きした話があって、バスに乗ろうとしたときに、「皆さん、国からお金をもらえて、働かなく国からたくさんもらえていいね」みたいな、そんなことまで言われた人もいるという話も聞きました。皿にお金を入れるような残酷の話とまたレベルが違って、いろいろ今も残っているのかなと思うんですが、その後、特に熊本地裁のころ、つまり我々から見ると、一般の人から見れば差別なんかもうなくなっているんじゃないかと思うような今ごろになっても、何か気がつかれることがあったら教えてください。

【金子】 今、先生が言われたようなのは前で、私が話したのも前だし、最近はそういうあれはないですね。一番いい例が、昔ここへ子供が、垣根が低くなって遊びにくると、地域のお母さんたちが「あそこへ行って遊んじゃだめ、怖いところだから」。今はむしろ逆に「全生園へ行って遊んでいらっしやい」。車もないし、遊び場はあるし、緑は多いしというふうに変ってきたということは事実です。

それは心ある人たちの話であって、私、もう何年前ですけれども、今より目がいいときに一人で清瀬に買い物に行って、バス停で待っていると、今でも全生園前ですか、駅はね。全生園経由久米川行き。そうすると、小学校か中学校ぐらいの子がおばあちゃんと

一緒にいて、「おばあちゃん、全生園て何？」と言ったら、「全生園というところは怖いところだよ。生きていて人間が腐っていくんだよ」。私、それを聞いてぞっとして、もうバスに乗らないで歩いてきたですよ。だから、年配者はそういうあれがあるんですね。若い人は比較的そんなことありませんけれども。

今は、そういう目立ったあれはありません。

【金平座長】 牧野委員、お願いします。

【牧野委員】 光明園の牧野でございます。こんにちは。大阪からですと、当然、光明園に来る予定だったんじゃないかなと思うんですけども、大阪と草津では随分遠いですよね。それで、入所されてからお帰りになったことがあるかということと、ご家族の方が面会に来たりしたことがあったかとか、そういうご家族との関係はいかがでしょうか。そういう点を教えてください。

【金子】 私、ほかの人に比べると比較的そういう点は恵まれておまして、9月末だから紅葉があって寒い、私、何かに書いたこともあるんですけども、その日、6人の患者とAさんと歩いていくと、ちらちらと雪にもならない風花が舞うような寒く、大阪では考えられないような9月の末というね。にもかかわらず、私が入って1カ月たたないうちに、大阪から私の、今はもう韓国へ引き揚げていきましたけれども、友達2人が、ほんとうに親友ですよ、すぐ面会に来てくれました。それから、年が変わって1月か2月の、ものすごく吹雪の寒いときに、一番下の妹と母親が草津まで来てくれました。それから、妹、弟、兄さん、順々に。

私の家族は理解があるので、私も、9月に来て11月かに特別に、お医者さんの許可がないと、鼻汁検査をしたりして、菌が出ないと、帰省の許可をくれないんですけども、あそこには世話係28人というのがいて、清水の28人衆、筋さんはよくご存じだと思いますけれども、そういう方がおられて、あまり私が泣いてばかりいるものだから、手紙が来るのを見て泣いているから、「おまえ、一回帰ってこいよ」と、ほんとうに温情のある言葉で。

それも大変なんですよ。朝一番の草軽電鉄に乗って、4時間余りで軽井沢に着いて、軽井沢から長野へ行って、長野で夜行に乗って名古屋へ行って、名古屋で1番の関西線で天王寺に行くというから、もう二十何時間かかって行くんですよ。非常に遠いところで、それで帰りました、帰省を許されて。

【金平座長】 帰省は、その後も時々お帰りになることができましたか？

【金子】 はい。やはり戦後になりますから、正規に申し込んで、菌検査をして、それで証明書をもって帰省をします。それはできました、私だけでなくね。

【和泉委員】 ちょっと質問していいですか。検証委員の和泉といますが、先ほどプロミンの話が出たんですけれども、プロミン400本の話というのはもうちょっと聞かせてくださいますか。昭和20年代の話ですと、プロミンは非常に手に入りにくい、ないしはちゃんと管理されていたんじゃないかという気がしたんですけれども。

【金子】 24年です。それで、最初、プロミンが厚生省から何本か試薬ということで、それが非常に効くということで、患者が、プロミン獲得運動といって座り込みをやったりして、日本でもそれをつくっている。まあ、パテントのあれを……。プロミンじゃなくて、プロトミンという名前で、三共かどこかから出した。これは東大から流れてきたんですね。それを草津へ持ってきて、この人が売ってくれたんですね。400本持って出たんです。1本100円で、家族が、大金だったんですけれども、4万円くれて、それを持って行って打ったんですよ。東大では、1本50円で注射してくれたり、それ、どういうルートでかわかんけれども、横から出てきたんですね。それで、私は買って持っていったんですけれども。

24年だから、先生、比較的緩かったんだか、私、400本、手に入れたんですよ。

【金平座長】 和泉委員、よろしいですか。

【和泉委員】 プロミンの話は、今までも大分聞いたんですけれども、1本100円で、ある意味で闇ルートで患者さんの手に渡ったというのは、私にとっては非常に衝撃的な記述だったように思います。

【金子】 私たち、そういうことあまりわからないので、売ってくれるよと、仲立ちしてくれる人がいたので、それを持って、24年に大阪へ帰ったんですよ。

【和泉委員】 もうちょっと聞いてもいいですか。

【金平座長】 どうぞ。

【和泉委員】 私自身は、東大のハンセン病の外来がいつまであったか、ちゃんとしたデータを持っていないんですけれども、聞いた話では、東大のハンセン病の診療するところが別にあって、その前に行くと、いろいろな人がいて、プロミン以前などでも、こんな民間療法がいいからというようなことで、患者さんをだましては効かない薬を売りつけたとか、あるいは効かない治療所へ連れて行って効かない治療をした、そういう話を東大の人から聞いたことがあるんですけれども、プロミンになってからも、例えば東大で、1本

50円で随分高いお金だと思いますが、そういうものがあって、しかもそれが闇のルートで流れたというのは、いくらD先生が東大の人で、東大でつくっていたとしても、医者としては治療の平等とかそういう点からいくと、まあ、事実あったんだと思いますけれども、非常に悲しい話ですね。

【金子】 私は東大に行ったこともないし、退院したときに、20年に行ったときは、阪大には行ったことあるんですね、阪大で買えないかなと思って。阪大は、裏のほうに別棟があって、ハンセンの人を診ていましたね。治療して、それで先生の名前も、東大でそのようなことがあったということも定かではありません、私は知らないのです。ただ、そういう紹介してくれるルートがあったので、それを買ったということで、確かに良心的に考えれば、今、先生が言われているようなことだと思うんですよ。しかし、私は、そういうことよりも買って、打ちたいという気持ちだけで。

【光石委員】 よろしいですか。

【金平座長】 はい、光石委員どうぞ。

【光石委員】 検証会議の光石といいます。6人のうち2人が、手錠されて収容されたときに、在日だったという話だったんですけども、収容のされ方とか、療養所の中での待遇、その他において、金子さんご自身が経験したことでなくてもいいんですけども、在日であるがゆえの、もしそうでなければこんなことはなかったというようなことがございましたら、教えていただきたいんですが。

【金子】 療養所の中で、在日だからという差別は、目に見えてはありません。ただ、「あいつは朝鮮人だ」とか、気持ちの中で持っている人がいるだろうけれども、面と向かってはありません。それと、療養所の中に入ったの療養の面、食料の面、いろんな面での差別というものは、目に見えたものではありません。

ただ、在日の人たちというのは、体は非常に屈強で、それから療養所の中の土方だとか、あるいは農事部、畑の仕事、ブタを飼う、そういうところに主に仕事をして、わずかな唯一の現金収入を得たということで、私と一緒にいったEという、40がらみの人だったですかね。その人なんかは、収容されるまでは、先ほど話しましたように大阪府衛生課のA先生が懇切丁寧にパンフレットを持っていったりして、いろんな説得の仕方をして、納得の上で療養所へ行った。私のようなことはなかったということですね。そんなことです。

【井上委員】 検討会委員の井上です。お話どうもありがとうございました。略歴を拝見すると、2回退所されて、最初24年に退所されて、26年に楽泉園に再入所されて、

それから30年に楽泉園を退所されて、34年に全生園にお入りになったと、こういうことになっているんですが、退所されて再入所せざるを得なかった、そういう理由について教えていただきたいんですが。

【金子】 24年に出るときは、先ほど話しましたようにプロミンを持って行って、それを全部打ったので、もう少し打ちたいという気持ちで草津へ戻りました。30年に出るからは、Z県の姉さんのほうへ行って働いていて、それで目を悪くしたので、たまたま友人のところへ行ったら、全生園には、亡くなりました新井園長先生が眼科の大家であるから、そこへ寄ってみなさいということで、目の治療のためにここへ34年に入ったんです。そういう経緯です。

【井上委員】 さらにあれなんです、今おっしゃったような理由以外に、例えば園外で暮らすことで、それこそ差別を受けたとか、そういうことはおありだったんでしょうか。

【金子】 そのころはそういうあれはありませんでした。ただ自分の健康、特に目が、視力がうんと落ちてきたので、その視力を何とか回復させようと思って、ここへ入ったということです。

【和泉委員】 すみません。1つだけいいでしょうか。

【金平座長】 どうぞ。

【和泉委員】 すみません。私はわかったんですけども、傍聴者の方、たくさんいらっしゃるんで、先ほどの私の質問、ちょっと訂正しておきたんですけども、400本を買って大阪に行って、自分に注射をしたということを行ったと言われたと思うんですが、私が最初るとき聞いたのは、それをほかの患者さんに売って、生活費の足しにしたというふうに誤解をしましたので、ちょっとああいう質問をしましたけれども、自分の治療のためにお金を出して注射をしたということでしたら、その患者さんの気持ちはよくわかりますから、先ほどの質問はちょっと撤回したいと思います。

【金子】 売るなんていう気持ち、貴重なものですからありませんし、それを自分で打つのに困ったんで、近所の、うちの兄さんたちの知っている町医者がいまして、「プロトミン」と書いてあるのを見たって、お医者さんわからないから、「これは栄養剤です」ということで持って行って、1本何十円かの手数料を払って売ってもらったと、そういうことです。

【金平座長】 まだ町のお医者さんが、その薬の効用をあまりご存じないときですね。ほんとうに貴重なもので。

そのほかにございますか。

【鮎京委員】 今、目の治療のために再入所されたと言われたんですけども、もし外の社会で目の治療を、社会の中で受けることができたら、社会で暮らしていきかけたですか。

【金子】 もちろん、若いころからそのとおりです。それで、大阪から奈良の大きな眼科専門の病院があるんですよ。そこへ行ったことあるんですよ。さすがにまだ今みたいにハンセンというもの、らい予防が厳然と生きているときであるし、私は比較的よかったし、まゆ毛がないだけでね。まゆ毛がないというのは、目を見るときに一番先まゆ毛が見えるわけですね。だから、行って診察券を買って、眼科専門でものすごくはやっている病院ですから、大勢他県からも来て、私も大阪から奈良まで行ったんですけども、待っているうちに、どんどん進んで自分の順番が来ると、もうドキドキして、わざと後ろへ下がってまた待っていて、しまいに見ていて、診察を受けなくて逃げて帰ってきたと。

だから、今、先生が言われたように、もし外で診察を受けて、虹彩炎の強いやつですから、今のようないい薬があって虹彩炎がおさまっていれば、当然、外で生活したかもわかりません。どのくらいもったかわからんけれども、そういう気持ちでした。

【鮎京委員】 それから、もう一つ聞いていいですか。ここにいらした成田先生というお医者さんがいらしたと思うんですけども、その先生から聞いた話なんですけど、法律がなくなった、それから目に見えるような目立った差別はなくなったとしても、在園者の心の中には、長い間、清瀬のお店で差別をされたという恐かった体験がしみついているので、法律がなくなっても、たとえ裁判が終わっても、その恐怖心は消えずに、外の社会に出かけていっても、堂々と町の中を歩いていくという気持ちになれないんだと。そんなことを成田先生が私たちに教えてくれたことがあるんですけど、そういうことがありますか。

【金子】 それは、その人の病状にもよります。健常者と全く変わらないような人であれば平気だし、後遺症がうんとあれば、やはりそれは自分でも認めざるを得んだろうし、それは長い間、自分はい、つまりハンセンだという気持ちが体と心の中で培われてきたものは、一朝一夕に取り去れるものでもないし、いわゆる自己偏見ですね。何もそんなに自分で苦しむことないじゃないかと、心ある人は言ってくれますけれども、電車に乗ると、昔は、まともに前に座っている人の顔が見れない。つい視線が合うと下を向いてしまう。今は案外そうでもない。幸いに私、目が悪くなったので、前にだれかが私の顔を見ても見えないので、ちょうどいいと思っているんですけども、そんなことで、やっぱり自己偏

見というものが長い間、自分の気持ちの中にあるというものはぬぐい切れないんですね。

【鮎京委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

私もちょっと1つ教えてください。一番最初に徴用にいらしていたときに、結局は発病なさったんでしょうか。

【金子】 発病は、今考えると4つか5つごろですね。それが全然進まずにいたんですね。だから徴用検査にも合格したということで。向こうへ行って労働がきついから、ザーッと顔がはれてきて……。

【金平座長】 はれてきたんですね。

【金子】 はれてきたり、鼻が詰まったりして、ハンセン病独特の、いわゆるL型独特の病状が出てきたんですね。

【金平座長】 結局、先ほどのお話を伺っていると、まず警察に行きますね。手錠の問題はありましたけれども。それから、警察で診断すると言われて、診断がなくて、今度は大阪で診察があると言われて、だれか窓の外に来た人が「うんうん」と言って、それが医者だったかどうかもわからない。結局それが診断だったということですか。

【金子】 いや、先生、窓から「うんうん」は呉の海軍工廠です。

【金平座長】 呉の海軍工廠。ちょっとごめんなさい。

【金子】 大阪駅へ行ったら、確かに医者がいたですよ。その人は顔を見て、初めから収容するつもりで連行するというか、連れていこうという気持ちだから、おざなりの診察ということだと思っんです。

【金平座長】 そこで初めて病気のことを正式にあなたに告げられたわけですか。

【金子】 そうですね。病気というよりも、療養所へ行くんだよと。これから療養所に行くんだよと。

【金平座長】 それはほんとうにショックだっただろうと思いますけれども、そういう形で療養所のほうに入った。おまけに、もう少し近いところだと思っていた。いろんな誤算もありましたけれども。

まだまだお伺いしたいことがいっぱいありますけれども、よろしいでしょうか、ほかの方は。はい、どうぞ。

【井上委員】 すみません。今言われたように、なぜ草津だったんでしょうか。

【金子】 先ほど話したように、昭和19年ごろは予防法が一番強い、内務省が予防法をあれして、一番強いころだから、「らい狩り」という言葉をよく使っていましたけれども、日本全国のハンセン病患者を全部療養所の中へ収容しようという運動というか、強い働きがあったわけですね。光明園も長島も満床だったんですよ、瀬戸内が。だから、遠いけれども、比較的まだ収容能力のあった草津ということであったと、後で聞いたんですけどね。当然、本来ならば瀬戸内へ行くわけだったんですよ、大阪は管内であるから。そういうことだったようでした、後でわかったんですけどね。

【金平座長】 それは後で聞かれた話でございますね。

【金子】 そうです。

【金平座長】 初めから療養所に行くんだよ、それは草津だよというふうなこと、そしてなぜかというふうな、そういう順序を追った説明は何もないまま……。

【金子】 ありません。

【金平座長】 何にもないわけですね。

【金子】 何にもありません。

【光石委員】 ちょっといいですか。

【金平座長】 はい、光石委員。

【光石委員】 結局、お医者さんから病名は聞いてないんですか、一度も。

【金子】 最後まで聞きません。

【光石委員】 療養所に行くんだよということだけで、病名もなければ何もないんですか。

【金子】 お巡りさんが言いましたね。

【光石委員】 お巡りさんが何て言った。

【金子】 汽車に乗って、「おまえは病気だぞ。療養所に行くんだぞ」。

【光石委員】 そのお巡りさんも、「病気」という言葉だったんですか。

【金子】 そうです。「らい」ということは言わなかったですね。それで、朝鮮の人というのは、L型の場合は明るいですよ。T型の場合は、手足は悪くなくても顔は健常者と変わらないから、ハンセンということはわからんけれども、L型の場合は顔がはれ、まゆ毛が抜け、結節のようなものが出るということだから。

私、旧制の中学へ行っているときに、1回ちょっと顔がはれたことがあったんですよ。戦時中だから軍事教練を受けて、京都の高尾山の2泊3日の縦断教練を受けに行ったとき

に、鴨川へおりたときに鼻血がすごく出て、これは病気が……。それで近所の人たちが「あそこの息子はハンセンだ」ということ。私の耳にもそれが入るわけですよ。だから、自分も薄々「僕はらいなんだな」。映画で「小島の春」を見たときに、どこか瀬戸内に療養所があると。それで、本屋へ行って「小島の春」を探して、それを読んだけれども、所在地は載っていませんよね。そうこうしているうちに、今のような収容ということになってしまったわけです。

【金平座長】 はい、笈委員。

【笈委員】 検証会議の笈雄二です。懐かしく思っております。収容された先が草津、栗生楽泉園だと。そこにあった特別病室について、当時、特別病室をどういう形で知ったか、重監房の存在をどういう形でお知りになったか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

【金子】 私が行ったときに、特別重監房があって、それで特別病棟というふうに看板は出ていましたね。

【笈委員】 特別病室ね。

【金子】 病室、そうそう。それで、笈さん知っておられるように、門衛のところに手錠がぶら下がっていたり、私たち、演劇をやるときにその手錠を借りてきてやった覚えもありますけれども、私の友達が、その弁当運びをしていたんですね。それで、私も興味本位というか、恐いもの見たさというか、ついていって何回か見たことがあります。

Y県、多分、笈さん調べて知っておられると思いますけれども、たしかY県だと思いましたがね。東北の青年だったと思ったけれども、自分のいた部落でレイプ事件があって、それで青年が随分取り調べを受けたと。私が聞いた範囲では、彼の場合はあまり取り調べもなく、ハンセンだということで連れてこられて、そのまま即、特別重監房に入れられた。御飯を持っていくと、下の小さい窓から顔を出して、もう長くたって色が真っ白で、「私は何にもしてないから出してください、出してください。調べるように言ってください。冤罪です」ということを言っているのを今でも耳に残っています。それは夏のうちですよ。

冬のうち、入り口で守衛にかぎをもらって、何十メートルか先の山の中へ入っていくと、かぎをあけて入ると、御飯、待っていたといわんばかりですけども、何日かすると、入り口に置いた御飯が凍っていて、食べてないんですよ。その友達は、御飯を食べないから、二、三日分たまっているからおかしいと言ったら、中で死んでいたんですね。

草津というところは、そのグループ、グループが火葬するんですね。演劇部の部員が死

ぬと、演劇部の幹部なり元気な人、音楽部は音楽部。それは青年団ということで、私たち青年団。私は青年団の役員もしておりましたので、その人を焼きました。それを、そりを持って、かぎをあけてもらって、検視するところまで連れてくるのに、魚の凍ったやつをぬくい手でさわると皮がペロッとめくれるように、凍って、凍死ですよ。だから布団に皮膚がくっついていましたね。それを布団ごと持ってきて、検視を受けて火葬したんですけども、なかなか焼けないんです。

そういうこともありましたので、これから草津も、そういうことの再現ということの運動もなさっているようですけども、全国13園にある監房というところは、コンクリの塀があって、真ん中に長屋のような部屋が幾つあるというのが通例ですけども、あの特別監房だけは、コンクリの塀、中にまた塀、そこに部屋が1個ずつ入って、今は草津にうんと高熱を使うホテルができたけれど、その当時は雪がものすごかったですよ。その間に雪が吹き込むから、まるっきり冷蔵庫ですね。そんな印象がありますね。

【弔委員】 ありがとうございます。

それから、今もちょっとお話の中に出てきましたが、現在、復元したいということで、特にこの問題は、ずっと語り継がれなきゃいけない、再発防止という、この真相究明の検証会議の立場からいっても、特別病室というあのような存在は、負の遺産として、どうしてもこれは語り継いで、二度と再びこのような悲劇の起こらないようにということで、特に現在、新潟大学の宮坂先生、生命倫理学を専攻されているということですが、その宮坂先生が呼掛け人のかたちで、事務局を立ち上げていただいて、全国的な規模で復元のための署名運動、これはあて先は坂口厚生労働大臣ということで行われていますが、この運動について、ぜひそのような経験を持たれている金子さんからのお考えを知りたいと思います。よろしくお願いします。

【金子】 全生園で今、人権の森構想といって、あと何十年かすれば全国そうです、特にハンセン病がなくなり、かつてこのような病気の人が、日本の片隅で肩寄せ合いながら生活をしていたんだというような「あかし」を残さなきゃならんということは事実です。私どもも、人権の森構想という形で運動をし、昔の独身寮1棟が再現されておりますけれども、まだほかにもその運動は続いていきます。

それと、一大緑地帯、公園として全生園を地域住民だとか皆さんに残そうということで、1人1木運動ということで幾らかずつお金を出して、先生方ごらんになったと思いますけれども、番号と名札のついたツバキなんか立っていたと思いますけれども、あのよう

して緑を残そうと。

それともう一つ大きいのは、多摩研究所と納骨堂と資料館、三位一体としてあそこに並べて建てて、中は、我々がいなくなり亡くなったとしても、あれは残して、歴史の一つの「あかし」として残そうじゃないかというような運動もしているし、齧さんが今、特別重監房の再現という運動も、やはりそういうものにつながっていくだろうと思います。

【金平座長】 よろしゅうございますか。

【齧委員】 はい、ありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございます。今もお話が出ておりますけれども、お話を伺っていても、金子さんのこの病気を発病なさってからのさまざまなご生活の中で、まだまだ語っていただきたいことがほんとうはございます。そしてまた、齧さんのおっしゃった語り継がなくてはいけないこともたくさんあるかと思いますが、きょうは、ごめんなさい、時間がこれできてしまいました。ほんとうにありがとうございました。

私たち、歴史の検証ということをやっておりますけれども、こういう皆様方のお話を一つ一つ伺いながら、検証の作業をこれからも続けたいと思っております。きょうはほんとうにありがとうございました。どうぞお体、お気をつけくださいます、これからもお過ごしくださいますように、ありがとうございました。

ついろいろとお話を伺っているうちに少し長くなってしまいましたが、もうお一方お願ひしてございます。ご用意いただいていると思っておりますが、Fさんでございます。

【F】 皆さんこんにちは。

【金平座長】 こんにちは。

【F】 Fです。

【金平座長】 Fさんですね。どうぞお座りくださいますか。

【F】 話すのがあれですから、書いてきましたので、読ませていただきます。

【金平座長】 どうぞ。Fさん、お座りになって。

【F】 私は、大正15年生まれで、Z県出身です。入所は昭和32年7月8日です。私は、W海岸沿いの土地で、環境のよいところで育ちました。

私の家では、父と兄と私がハンセン病でした。私は5人きょうだいの末っ子です。父は働き者で、水産加工業で手広くなっていましたが、戦争が激しくなり、物資が統制され、仕事ができなくなりました。父はちょうどそのころ手がしびれ、足がむくみ、いろいろ町医者に診てもらいましたが、どういう病気かわかりませんでした。はっきり病名がわかっ

たのは、白い服を着て長いサーベルを腰につけたお巡りさんが来たときでした。お巡りさんは「おまえは、らい病だ。」「おれはそんな病気ではない」と言って、「言うことを聞かないと、家族全員、山奥で暮らすことになるぞ。それでもよいか」と言い、父はやむなく全生園に入所したそうです。昭和16年5月ごろと聞いております。

姉は、昭和十七、八年ごろ結婚しましたが、父のハンセン病がばれて、籍を入れてもらえませんでした。姉は、体のぐあいが悪くなって、終戦直後、実家に帰されました。父の病気は近所にも知られていて、3番目の兄がなかなか結婚できませんでしたが、父の兄の子供を嫁にもらって、おさまりました。

兄は、復員後、アメリカ進駐軍基地の守衛となりました。あるとき、抜き打ち身体検査があり、そこでハンセン病とわかって、全生園に32年5月に入りました。

私は、昭和22年12月に結婚し、24年に長男、26年に次男、32年に長女を出産しました。兄が頼んだのか、理由はわかりませんが、私が3番目の子供をお産して19日目で床についていたとき、立派なお医者さんらしい人が2人入ってきて、いきなり「体を見せろ」と言ってきたのです。なお、このとき生まれた子供は女の子でしたが、黄疸が抜け切れず、7日目に死にました。お医者さんのような人が来て、私はとてもびっくりしました。その人たちは、私の寝間着のすそやそでをちょっとまくって、あざなどを見て、「あなた、ここにいても治らないし、安心して治療ができる病院があるから、体がしっかりしたころ、車を回すから、乗っていらっしやい。治ればいつでも帰れるから、安心していらっしやい」と言いました。私は、いつでも入所できるよう準備していました。そして、「あした迎えに行きます」と役場から連絡があり、昭和32年7月8日、黒い車が迎えに来て、全生園に断腸の思いで入院しました。いつでも帰れるとはうそでした。私は、入所以来、予防法が廃止されるまで、実家には2回ほど夜、隠れて帰ったことがあるだけです。

もう在園生活は45年になります。去年、田舎の先祖の墓参りに行きました。田舎は、昔と全く様子が変わっていました。94歳になるいところに会おうと思いましたが、前もって連絡をとっておきましたが、「今は会えない。後で行くから」と言って、会わずに帰ってきました。後で全生園に面会に来てくれました。私の病気のことが原因だと思います。田舎には病気についての誤解がまだまだ強くあります。

入所するとき別れてきた子供は、9歳と7歳の男の子は夫に頼んできました。毎日、子供のことが気がかりでした。私は毎週手紙を書き、給与金500円いただくと、100円残して、小学館「小学二年生」という雑誌を注文で買い、それにお菓子を入れ、毎月子供

たちに送って、自分の気持ちをなくさめていました。

34年の夏休みに夫に連れられてきた次男の体を洗っていたら、5センチほどのあざを見つけ、G先生に診てもらったら、「たむしだ」と言われました。35年の春休み、子供たちが来たときに、次男のあざは20センチほどでした。H先生に診てもらったところ、入園するように言われました。私は、夫も先生に会わせて、よく病状を説明してもらいました。ようやく夫もここへ次男を置いていく気持ちになりましたが、来るときは親子3人だったのが、帰るときは長男の手を引いて、しょんぼりして帰っていった姿は、今もはっきり覚えています。

先生に「親子一緒に暮らすか」と聞かれましたが、「子供は子供の世界があるので、若竹舎に預かってもらいたい」と、寮婦のIさんをお願いしました。夫のお父さんに何と詫言たものかと考えましたが、詫言状を書いて出しました。

当時、私は80歳になるおばあさんと同室でした。この人は、次男と友達が遊びに来ると、「このやろう、また来たな。何も無い。帰れ帰れ」と追い出そうとしますが、私は「おばさん、迷惑だろうが、そんなこと言わないでよ」と言って、とりなしました。私は、友達と次男におやつをあげるときは満足感を感じましたが、同時に、今ごろ長男はどうしているだろうかと思い悩みました。それで、長男に月1回の贈り物をし、次男にも手紙を書かせて送って、自分の心を満たしました。次男は、幸い2年で退所でき、小学6年生はもとの学校で卒業しました。

当時、そのおばあさんは、老齢年金をもらっておりましたので、とても裕福な暮らしをしていましたが、私は、まだまだほんとうにつらい毎日を送っておりました。おばあさんが、お茶を飲むときなど、おいしいようなお菓子を出して、食べ食べと言うのですが、私はカラカラとしたお茶菓子しか出せませんで、とても嫌な思いをいたしました。

人間関係は大変でした。12畳半に、女性4人で、昭和32年から33年ごろまで続けました。気が合わない人と喧嘩ばかり続けましたが、部屋をかえることはできず、どこかへ逃げ出したくても、出ていくところもなく、我慢しました。33年ごろ、たまたま小部屋に移され、女性2人で暮らすようになりました。私は、当時、熱こぶがあり、風に当たると痛いので、部屋の窓は閉めたかったのですが、同居人は風に当たりたがたって、窓などをしょっちゅう開けていました。そのため、よく喧嘩しました。

昭和三十二、三年ごろ、私がやけどをして外科へ行ったとき、G先生が「患者が生意気にお湯を沸かすから、やけどなんかするんだ。水を飲んでいればやけどなんかしない」と

言われ、大変嫌な思いをしました。当時は共同生活で、当番制で食事の支度をしていましたが、薪で火をおこしてお湯を沸かして、そうめんやそばをゆでたりしていたのです。私が先生に「そんなこと言うんだったら、先生、来て見てくださいよ。当番制でお湯を沸かすのも薪でやるんだから、水ばかり飲んではいられません」と言ったら、G先生は「おまえはなかなか言うな」と言いました。

全生園の中では患者作業がありました。最初は不自由者棟の風呂掃除でしたが、午前10時半から11時半ぐらいの作業で、女の力ではこびりついた人間のあかがなかなかとれず、きつい作業でしたが、若かったのでやれました。作業賃は月800円でした。この作業を2年くらいやりました。その後、2年ほど包帯巻きをしました。作業時間は、午前8時から11時ごろまででした。洗って縮んだ包帯を伸ばして巻くのです。とても単純で、つらい作業でした。やはり作業賃は月800円でした。

その後、患者付き添いになりました。9年ほど担当しました。2人部屋の病人2組の付き添いでしたが、寝泊まりして付き添いをするので、患者の部屋の隣に1部屋が割り当てられるのでした。付き添いの仕事時間は24時間です。朝お湯を沸かします。玄関、廊下等の掃除をします。洗い物をし、洗濯物を干してあげます。食事を取りに行くと、2人部屋の病人に分けて魚を焼いたり、うどんやそばをゆでたりしました。昭和40年ごろからガスが使えるようになって大分楽になりましたが、それまでは薪で火をおこしていて大変でした。

夜中にネズミが出たときには、ネズミとりをしました。見ていた人が夜ぐあいが悪くなったときは、医局に医者呼びに行ったり、看護婦を起こしたりしました。両義足の人をトイレに連れていったりもしました。いろいろ工夫しましたが、座布団に座ってもらい、座布団ごと引っ張るのが一番早いことがわかりました。トイレ掃除もしました。トイレは暗く、男性がよくこぼして、汚れていました。これをふくのが大変でした。9年間、長い廊下をふき続けて、右手の手のひらにたこができました。これは今も消えません。患者付き添いの作業賃は月額1,200円から1,500円に、当直手当がついたと思います。

患者付き添いの作業自体がなくなって、土木部の仕事に移りました。基本的には午前中の仕事なのですが、時には終わらず、午後に入ることもありました。下水や溝を掃除したり、道の草取りをしたりする、きつい作業でした。作業賃は月千数百円でした。

土木部の作業をやっているとき、全生園に出入りしているある業者のもとで、全生園内の土木作業に午後従事しました。病棟などの新築・修理などの工事の廃材・パイプ等の

片づけや掃除といった作業が多かったのです。作業賃は、半日2,000円でした。この作業を3年しました。その後、この業者のもとで寮外作業を7年しました。下水工事や土木工事です。年金などでそれなりにお金があり、テレビ等が買える人が一部いる一方で、お金がなく、何も買えずに苦しい人も多く、外での寮外作業に出る人が多くなりました。園当局は、やむを得ないものと黙認していましたが、後日、正式に認めました。

私の寮外作業の様子はこういうものでした。朝7時に全生園から手配した車に乗って出発します。私は人夫を集め、一緒に行きます。現場には8時ごろ着き、9時から5時まで働きます。所沢や武蔵村山の現場が多かったのです。この業者は、ほかの人夫には労賃を払ってくれたのですが、私には全然労賃を払ってくれませんでした。私が請求しても、「後から払うから貸しておいてくれ」と言うだけでした。会社に行って請求しても、社長は黙り込んでしまいますが、一方では取引先から電話がかかってくると、お金の話をしていました。私は全生園の中でずっと暮らしていたので、そのような場合どういう対処をしたらいいかわかりませんでした。同僚が「労基署に訴えたら」と教えてくれたので、労基署に訴えて苦情を言ったのですが、何もしてくれませんでした。労基署に「調べてください」と言ったら、「全生園から働きに行くのが間違いだ」と言われて、帰されました。

私は、昭和60年ごろ心臓のぐあいが悪くなり、また子宮筋腫の手術をして、この仕事をやめました。清瀬のその業者の社長の家に行ったのですが、逃げていませんでした。170万円ぐらいは働いたと思いますが、結局、一銭ももらえませんでした。だまされたという思いが強いのです。

夫は、親からもらった土地などを売り、転居して食料品を売るようになり、23年の間には夫の店も軌道に乗ってきました。次男も自衛隊、鉄工所と仕事をかえましたが、お世話してくださる人があって結婚することができ、双子の男の子が生まれました。しかし、このころから、私が子供たちに電話をすると「お母さん、電話くれなくてもいいよ」と言うようになりました。夫と暮らしている女性が、そのように指図したようなのです。次男は、結婚後5年で奥さんに好きな男性ができてしまいました。次男の奥さんは「その人と一緒にになりたいから別れてくれ。2人の子供は私が育てるから」と言って、次男は離婚してしまいました。子供がいたら働けないから、母親と一緒に行かせたと、私に事後報告をいたしました。不貞相手の子供を連れて一緒になるのはおかしい話ですが、私の病気がばれないようにと思って離婚に応じ、また、妻のおかしな行動にも反対できなかったのだと思います。

次男の結婚と同時に、次男は私に離婚してくれ、籍を抜いてくれと言ってきました。それは、夫と暮らしている女性が、私が夫と結婚していたら病気のことがさしさわると言ったからです。離婚届けに判を押して、むろん証人が必要で、当時の分館長さんをお願いし、証人の判をいただいて届けをして、離婚が成立しました。しかし、私の本籍はどこへも持っていき場がなく、結局、東村山市内に本籍を入れてくださったそうです。なお、夫と暮らしている女性が、離婚届けの証人になった人がいることについて「Fさんにもいい人がいるじゃないの。ちゃんとおさまるところがあるじゃないの」と、根も葉もないことを次男に言いました。次男が後で電話で教えてくれましたが、私はほんとうに悔しさでいっぱいでした。

七、八年前、全生園の近くの八百屋に買いに行きましたら、「おばさん、人のいないとき来てくれよ」と言われて、大変嫌な思いをしました。この人は元全生園出入りの八百屋でしたが、子供が近所の人に嫌がらせをされていたそうです。

昭和四十五、六年ごろ、私がい研前のバス停でバスを待っていたところ、待っていた奥さんが「ここは桜がきれいですね。どういうところですか」と聞いてきたので、「全生園というらい病の病院です」と答えたら、その人は突然黙り、私からどんどん離れて、バスに乗りました。清瀬に着いても、私からとにかく離れようとするばかりでした。昭和四十五、六年ごろ、近所に雑貨を買いに行きました。お金を手渡そうとしましたら、受け取ってくれず、「そこへ置いておきなさい」と言われたことがあります。

長男は、昭和50年ごろ、雨降りの夜、交通事故を起こして相手に大けがをさせてしまいました。その治療費や賠償でお金がかかったのが、私が寮外作業に出た動機でした。長男は52歳、次男は50歳で独身です。これも家族4人のハンセン病のせいも大きいと思います。皆様のご協力でハンセン病に対する偏見がなくなることをお願いして、私の話は終わります。

長い間ご清聴ありがとうございました。

【金平座長】 Fさん、どうもありがとうございました。

それ、みんな書いてきてくださったの？ 大変だったでしょう。ありがとうございました。もうちょっとつき合ってください。みんなから、今の話に対して少し質問させていただきたいんで、もうしばらくつき合ってくださいね。

じゃ、皆さんどうぞ。何かございますでしょうか。鮎京さん、お願いします。

【鮎京委員】 まず私からお聞きます。委員の鮎京と申します。今、随分長い、そして

苦しい人生の……。いいですか。ちょっと質問していいかしら。耳が遠い。じゃ、大きい声で言いますね。今、長い人生のお話を聞きましたけれども、小さいお子さんを2人置いて、もう一人、最後の子は亡くなっちゃったみたいだけれども、そして園に入ってくるときは、とてもつらかったんじゃないですか。

【F】 つらかったですよ。

【鮎京委員】 「もう少し待ってください、子供が小さいので」というふうにしてお願いされたんじゃないですか。

【F】 もうほんとうに子供が小さいので、私もこれでここへまた二度と帰ってくることはないかなと、自分の病気も重かったのでそう思いましたけれども、子供たちのことがとても心配でした。それだから、さっき書いておきましたけれども、この自分の気持ちを、とにかく自分の気持ちをなぐさめるといふか、子供たちに何か贈って、少しでも私の気持ちがおさまればいいと思って、とにかく雨が降っても、風が吹いても、「今ごろどうしているかな」。雷が鳴ったら「この雷、どこで聞いたかな」。ほんとうに毎日毎日そのことばかりが気になっていました。また、全生園でおいしいごちそうをいただくと、「子供たちに食べさせてやりたいな」、さしみをいただいても、トンカツをいただいても、「子供たちは今ごろ何を食べているかな」というようなことを言っていました。

また、ここへ入るとき、お父さんをお願いしたことは、「お父さん、頼みがあります」。『何だ』。「子供たちが物を食べているときだけは、どんなことがあってもしからぬでください」と言って、私は頼んできました。そのようにしておりました。

【鮎京委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 そのあなたのお気持ちをいつも、小学何年生とかという雑誌を送っていたのね。

【F】 はい。

【金平座長】 お菓子も一緒にね。

【F】 はい、しました。そうして自分の気持ちをなぐさめていました。

【金平座長】 今、お子様とのご連絡あるんですか。

【F】 はい。もうだれもいなくなりましたから。だんなも亡くなったし、また、そばについていてくれた、私のかわりに入った人も亡くなりましたから、子供たちですから、電話連絡はお互いやっております。「お母さん、元気かい」というようなことで。補償金がありたとき、小泉総理が握手して、皆さんのお力で国家賠償訴訟が勝訴したときに、「お母

さんよかったね」と言いましたから、「お母さん、いつでも帰れるんだよ。帰ってやろうか」と言ったら、「そんなことまで考えていないさ」と言われまして、ほんとうに偏見の強さというのはどこでもあるもんですね。

そしてまた、私は今いるうち知らないんです。どこに建っているか知らないんです。というのは、私が出てきたうちは売り払っちゃって、とんでもないところにうちを建てて、そこでお店をやっていたので、どこにうちがあるかわからないんですけれども、子供を連れていこうかとも思いませんし、また、もし私が行って、近所にわかったときに、子供に迷惑がかかるんじゃないかと思うから、ここらだなという見当はついてはいますけれども、行ったことはありません。

【金平座長】 行ってみたいなどは思うけれども。

【F】 思うけれども……。

【金平座長】 子供さんにまた迷惑がかかるということが、あなたにはつらい。

【F】 はい、そうです。

【金平座長】 光石委員、お願いします。

【光石委員】 患者作業のことをずっと詳しく話していただいて、ありがとうございました。それで、包帯巻きとか、患者付き添いとか、そういう作業は、そもそもだれかが「今度はあなたこういう作業をするといいよ」とか、そういうふうに言って変わっていくんですか。どういうふうに変わっていったのか。Fさんとしては、何もそれをしないということができたのかどうか。さっきお話を伺っていたら、寮の外に出ることは、Fさんとしてはお金がどうしても必要だったから出た、そこはわかったんですけれども、それじゃ、患者さんの付き添いをするとか、お湯を沸かしたりとか、そういう作業を何年間かやってこられた。それは、寮のどなたかが「Fさん、今度あなたこれよ」とか、そういうふうに言うんですか。それともあなたは、どうやってそういうのが決まっていたんですか。

【F】 それは、自治会のほうから今度付き添いに出てくれないかとか、包帯巻きに手が足りないから出ませんかというようなことがありまして、出ていきました。

【光石委員】 それは、早い話、疲れているときはやりたくないということもあるんでしょうけれども、自治会が言ってくると、Fさんとしては「いいえ」とは言えないということですか。

【F】 いや、そんなことはありませんでした。ちょうど手があいていましたし、元気でしたから、「はい、出させてもらいますよ」。そういう作業の部がありまして、そういうと

ころで手が足りないと、元気な人が出て行って、また私もそのときは働きたかったから、手があいていましたから、こういうところへ行かしてくださいとか頼んでおきましたので、そういうことになりました。

【光石委員】 その時々、例えば土木の作業があるというときにはそういう話が来て、それでそれをあなたとしては、働きたいからやったということになるんですか。

【F】 はい。それで、つけ加えますけれども、土木部の作業をしていて、半日ちょっとの業者の仕事をしましたとき、そのときは、紹介してくれた人がいて「出てくれないか」、「出ます」ということでしたら、お金はもらえたんです。半日2,000円のお金は3年間もらえました。しかし、それが終わって、今度、外へ出るときになったら、私に頼んで、「人夫まとめて、今度あんたがやってくれないか」というので始めたんです。そうしたら一銭ももらえなかったんです。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、もう特別ございませんか。

Fさん、どうもありがとうございました。ほんとうにありがとうございました。

今、お二人から大変お貴重な話を伺いました。それでは、ここで、ほんとうはちょっと時間が押しております、3時から次の先生のお話と思っておりますけれども、5分ほど休憩をさせていただきたいと思います。5分間だけ休憩でございます。

(休 憩)

【金平座長】 それでは、大変お待たせいたしました。よろしいでしょうか。

こちらのほうのお二人の方の聞き取りに続きまして、それではこれから後の時間、もうお一方、聞き取りでお時間をちょうだいしております。全国の国立ハンセン病療養所施設長協議会の会長さんでいらっしゃいます、江川会長さんでございます。江川先生には、大変お忙しい中を私どもハンセン病検証会議にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。お忙しい中、ご無理申しました。1時間ほどお時間をちょうだいしております。よろしく願いいたします。

先生は、今伺ったのでございますけれども、「僕は協議会の会長という立場で呼ばれたけれども、その会長は4月からである」というふうなお話もございしますが、一応お立場でお願いはしておりますが、これまでの先生のいろんなご経験を踏まえて、ここでお話をいた

できれば幸いだと思っております。三、四十分ぐらいお話しいただきまして、あと、私どもの質問を少しお受けいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【江川】 はい、わかりました。

私は、国立駿河療養所の所長をしております江川といいます。現在、全国国立ハンセン病療養所施設長協議会の会長ということで、ことしの4月からなんですが、そういう立場でここにお呼びいただいたんだと思います。きょうは検証会議ということでございますので、私自身が経験したことしかお話しできないと思いますし、推測とかそういったことを交えたお話はできないと思っておりますので、私の経験に基づいて、少しばかり話をさせていただきますいなと思っております。

まず、きょう施設長協議会の会長という立場でお話をするわけでございますけれども、施設長協議会というこの名前の前は、国立ハンセン病療養所所長連盟という名前だったんです。これが、ことしの4月から施設長協議会という名前に変わりました。

この変わったいきさつは、国立ハンセン病療養所所長連盟という組織が続いてきたわけですけれども、それがいつごろ始まったのかという、非常に無責任な言い方なんですが、いつごろ施設長連盟ができたのかよくわからないんです。あと、施設長連盟の総会が開かれ、いろんな会議が開かれているんですけども、その会議の議事録もはっきり残っていない。その事情はよくわかりませんが、ここで簡単にわかったこととしては、途中で火災に遭って焼けてしまったとか、そういったことがほんの断片的にわかるのみで、施設長連盟のやってきたこと、あるいは総会の議題になった事柄、そういったことを調べようとしても資料が出てこないんです。

これは非常に広い範囲にわたって調べたわけではございませんので、らい予防法が廃止される法律ができて、その後、熊本裁判という経過がございましたけれども、その中で、所長連盟も深く関わってきている、したがって謝罪すべきであるということがいろいろ言われまして、施設長の中にも「謝罪したほうがいい」、あるいは「謝罪はもう厚生大臣がしたんだからする必要ないんじゃないか」とか、いろんな議論があったんですけども、所長連盟というものの立場、どういう組織であるかということをはっきりさせようじゃないかという考えで、じゃ、過去の実績を調べてみなきゃいけないということで、私どものわずか13、もう一つ多摩研という、今ハンセン病研究所の下部の組織になっているんですが、ここを加えて14の施設長が集まってきている、非常に小さい組織なんです。この中で、過去の実績を一生懸命調べようとしたんですけども、なかなか資料がなくて、そ

の実態がはっきりわからない。そういうことが実態でございました。

しかし、所長連盟が深くらい予防法にかかわってきたことは間違いないだろうということで、謝罪をしなきゃいけない、あるいは何らかの立場を示さなきゃいけないという議論が起こってきたわけです。それで、我々の組織とは一体何なのかということ整理しまして、これは厚生大臣がつくってくれた組織ではないという立場なんですね。施設長たちが集まってつくった、厚生省とは直接に、厚生省のすぐ下に直属するような組織ではない、そういう整理をしたと私は思っております。

そういう立場であれば、当然、独立した意見を多分言った実績もあるでしょうし、過去の3園長証言とか、そういったことが直接所長連盟とかかかっていたのかどうか、それははっきりとわからないんですけども、所長連盟全体の意見としてそういうことを言ったのかどうか、そういったことは全くつかむことができないんです。しかし、それも一つの実績であったということも踏まえて、そして厚生労働大臣と直接関係のある組織ではないという考え方で、謝罪はしなきゃいけないだろう、らい予防法のこと、やはり大きい責任を持って仕事をしてきた集団であるから、当然謝罪はしなきゃいけない。個々の具体的なことは、こういう事実があった、こういう事実があったというのはなかなか難しいことですけども、所長連盟としての証拠ではなくて、療養所にはいろんな証拠が残っているわけですね。先ほどからも証言がありました人権を無視したような行いもあったに違いない、そういう整理のもとで謝罪をすることになったわけです。

謝罪するに至るまでも、元患者さんの方々からは「何を考えているんだ。施設長連盟の考えていることはなかなかわからない。自分たちが何をしてきたということがわかっているのか」というような非難をずっと浴び続けてきたんです。それで、所長連盟が最初にらい予防法廃止に関連してやったことは、1994年(平成6年)11月に、全国国立ハンセン病療養所所長連盟の総会が長崎で開かれました。そのときに、らい予防法改正問題についての見解を所長連盟として表明しております。この内容はいろんなところでごらんになるチャンスがあるかと思しますので、ここでは申し上げます。それに始まりまして、らい予防法を廃止する法律が成立したわけですね。

その後、所長連盟としては特別それに関して公に意見を表明するようなことはありませんでした。2001年(平成13年)これは平成13年といいますと、5月23日に小泉首相が熊本裁判を控訴しないということを発表した年なんですけれども、その年の11月15日に、「全国ハンセン病療養所入所者協議会50周年及び運動史『復権への日月』出版

記念集会」という催しが行われまして、その席に私ども所長連盟が招待されました。その席で、祝辞という形でございましたけれども、らい予防法のもとで療養所運営に携わった者として深く反省しますという反省の意思を表明いたしました。

それから、翌年2002年（平成14年）5月23日、ハンセン病勝訴1周年の集いという、やはりこれは全療協、その他原告団の方々が中心になって開かれた集まりがございましたが、そのときに、その当時の井上慎三会長が追悼の言葉を述べております。その内容も、やはり反省の意をあらわすものでありました。

今までのこの経過の中で全然謝罪はないじゃないか、療養所の将来についてどうこうを考えているんだ、そういう内容が全く盛り込まれていないというような非難の声が多く聞かれました。同年、平成14年6月24日、全国ハンセン病療養所所長連盟の総会の後、井上慎三会長が謝罪声明を発表いたしました。この謝罪声明に関しては、ある程度ハンセン病患者、元患者の方々に評価されたと思っております。

それで2003年、ことしですが、4月に過去の所長連盟、この謝罪声明の中にも、将来に向かってさらにハンセン病医療のために尽くすということを誓っておりますので、この誓いを空文化しないために、心機一転組織をつくり直して再出発という思いを込めて、今の全国国立ハンセン病療養所施設長協議会ができたわけです。

これは所長連盟から施設長協議会に至る経過と、それからごく最近、らい予防法を廃止する法律、それ以後の流れにどのようにかかわってきたかという、そのことをお話ししたわけです。新しい組織になりましてからは、全療協の方々、あるいは原告団の方々、弁護団の方々、今まで我々はどちらかといいますと被告的な立場でありました、熊本裁判を中心にしてずっと被告の立場にいたわけです。そういう自覚もありましたし、それから弁護団の方々も、何となく敬遠したようなふうがあったわけです。所長連盟は、まあどういふふうにお考えになったかわかりませんが、敬遠されているのかなということを感じたようなこともありましたし、所長連盟のほうが敬遠していたのかもしれませんが、この辺のところはただ想像なので何とも言えないんですが、当時、そういう壁を取り払っていかうということで、実際行動を今始めたところまでが事実であります。

非常に短い話で、ちょっと検証になったかどうかわかりませんが、いろいろお聞きされたいことがあれば、お聞きして、またここで答えられない場合は、後でまた調べてご返事するとか、そういう形にさせていただきたいなと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

一応これまでの、名称が変わった、そこら辺のところを中心にしながら、その背景にあるもの、ここら辺をお話しいただきました。ありがとうございました。

それでは、時間の限り、いろいろと質問に答える形でお話ししたいということでございますので、よろしく申し上げます。弐委員どうぞ。

【弐委員】 所長連盟の見解というのは長崎総会の見解ですね。

【江川】 はい。

【弐委員】 あのときに、過去の所長連盟が行ってきたことについて、らい予防法廃止という見解を出すに当たっては、自分たち所長連盟が行ってきたことに対する反省の意は表明されていましたが、同時に、過去における行政の責任というか、そういうものをここでは問わないという形の言葉が、あそこにあります。これは成田先生が起草委員の責任者だったというふうに聞いておりますが、光田健輔氏らが行ってきたことに関しては、所長連盟としては、これがよかった悪かったという表明はできないという内容に、我々は読み取れたわけです。これについてはっきりとした見解がなされないということは、所長連盟から施設長協議会に変わっても、本質的には所長の行ってきたことに対する自分たちの認識というのは変わっていないのじゃないかと思わざるを得ませんが、光田健輔が中心になって、所長連盟がその光田健輔の指導のもとに置かれてきた、あるいは光田健輔を支えた形になったのか、いずれにしても我々は見逃すことのできない、さまざまな事件や、そして犯罪とも思えるようなことが行われています。

実際、医者立場からいえば、きのうも私、ちょっとそのことで発言しましたが、強制収容しておきながら、ちょっと邪魔になれば、あるいは思想的に問題ありと思えば、その者を園外追放する。これは医者立場って一体どういうことなのか。特にそれに直接責任ある所長の立場はどうなのかというのを、今後は改めて検証しなきゃいけないという発言をきのうしておいたんですが、その辺、江川先生どのお考えなのか、ちょっと。つまり、光田健輔を中心にしてきた過去の所長連盟の実態を、施設長協議会としてどう総括し、また、検証的な立場からいえばこうなんだという思いがあれば、お話しいただきたいと思います。

【牧野委員】 ちょっといいですか。弐さん、ちょっと勘違いをされていると思うんですけども、1995年の所長連盟の起草は、成田先生はかかわっておられない。弐さんが言われるのは、らい学会の反省文に関するもので……。

【弐委員】 所長連盟、ごめんなさい、そうです。らい学会、ごめんなさい。これは、

ちょっと私、錯覚を起こしておりました。

らい学会自体も、所長連盟が中心になってきたという評価というか、総括的な意見になっています。今まで各所長が中心の形でらい学会であった。そのことがこういう問題を引き起こしたんだと、たしか総括の中で、総括というか所長連盟の見解の中で、それも書かれていたと思います。成田先生が起草された、らい学会での見解。ですから、そういう意味で、所長がらい学会にかかわってきた、その責任も含めて、確かに最初の段階で所長連盟、錯覚を私は起こしました。しかし、所長連盟が強にかかわってきたらい学会の見解、それに含まれていた、これまでのそういう行政的な責任は、我々はこの見解の中で問わないというふうに、それは成田先生の起草だと思います、らい学会の見解。そのことを含めてお話しいただければと思います。

【江川】 まず、3園長証言に関することに关しましては、私も、熊本裁判の判決文をお聞きしたりしている限りは、ほんとうに医師の心があったのだろうかという個人的な気持ちを持っています。それで、所長連盟としてどういうふうにかかわったかということに关しましては、これからももちろん検証していかなければならないことだと思っております。今まで所長連盟の中でも検討しているんですけども、「これである」といった確たる意見にまとまってきていないということが実情なんです。これはやはり今後の検討課題だと思って、受け取らせていただきたいと思っています。

らい学会に关しましては、もちろん療養所職員としての施設長もかかわっていたでしょうし、それから、大学とかその他いろんな研究機関の方々も、らい学会の会員であります。それで、らい学会に关しましては、ちょっとここ場所が違うのかもしれませんが、昨年は私が日本ハンセン病学会の会長をさせていただきましたけれども、その場で謝罪ということをもとめさせていただきました。それは非常に抽象的に過ぎるということで、各方面からご批判をいただいたんですが、それはさらに今後のまたハンセン病学会の課題として、今年もそれを出す予定では、いろいろ議論してこられたんです、ハンセン病学会の幹事会を中心にして。しかし、結論が出ないということで、ことしまたさらに昨年の謝罪声明を補足する形で発表することができなかつた。非常に残念だと思っております。

総括といえますと、そういうことになるとは思いますが。

【金平座長】 ありがとうございます。

藤野委員。

【藤野委員】 検証会議の委員で検討会委員の藤野でございます。よろしくお願ひいた

します。きょうはどうもありがとうございます。

先ほどの3園長証言については、所長連盟合意の上でなされているものと思います。これは資料的にもそうでありますので、施設長協議会としてもきちとしたご見解をいただきたいと思っております。光田健輔一人にすべての責任を課すことはできないと考えております。

きょうのお話、どうもありがとうございました。2点ばかりお伺いしたいのですけれども、所長連盟もしくは施設長協議会における謝罪という問題について、きょうはお話を伺ったのですけれども、この謝罪という問題は裁判、訴訟なくしては謝罪はあり得なかったと思うんですね。裁判の結果として、謝罪をするかどうかという議論が出てきていると思いますが、ハンセン病の国賠訴訟に対して、所長連盟としてはどのような見解を持たれ、どのような対応をされてきたのかということとをまずお伺いしたいのと、それから、江川さんがおられる駿河療養所においても、原告の方たちが訴訟に参加されました。駿河療養所における原告の方々に対して、江川さんはどのような認識を持ってこられたのか。この2点について少し補足をお願いしたいと思います。

【江川】 まず、最初の熊本裁判の結果に対する所長連盟の考え方なんですけれども、これは全くそのとおりであるなという、総括としてはそうなんです。それは中に、やはりいろんな意見を持った人もいますけれども、それは私自身が考えるんですけれども、裁判というものは、これは言い方がおかしいかもしれませんが、悪い部分をはっきりさせて、その部分に対するいろんな補償なり、それを助けていく、そのための一つの手続だというふうに思っているんです。そういった意味で、所長連盟の中で熊本裁判を批判したものがありませんけれども、これは裁判というものに対する見方の違いなのかなというふうに私は感じました。いいこともやったじゃないかとか、こういうこともあったじゃないかということ、あまり裁判の場所では……。それはよくて当然なことだという考え方を僕はすべきだと思うんです。裁判というのは、救済する一つ的手段じゃないのかなというふうに考えていますので、熊本裁判に対して、所長連盟としては非難するような、あるいはおかしい裁判だなという思いは全くないというふうに、それは総括できると思います。

それから、私の属している駿河療養所の入所者の方々が、この裁判にかかわられるに当たっては、私は、裁判というのは当然受ける権利があるわけですから、これに関しては何も申し上げませんでした。特別圧力を加えろとか、もちろん圧力を加えるような今の力関係でも何でもございませぬので、またそういう考えも全くありません。だから、施設

長が、原告になることに対して何か不利になるような発言をするとか、そういう考えは全く持っていませんでしたので、この熊本裁判に関しては、特別なことは入所者の方々には何も申し上げませんでした。

【金平座長】 ありがとうございます。

続きですか。

【藤野委員】 今の裁判に対する認識に対して、深く敬意を表します。もう一点、今のことに関連して確認したいんですけども、そうしますと、訴訟のときに、所長連盟としてこれにどう対応するべきかとか、そういった議論をしてはいないのでしょうか。あるいは、そういう議論をした上で、今おっしゃるような認識になったのでしょうか。所長連盟における訴訟にどう対応するかという議論について、もしあれば、どんなものがあったのかをちょっとお話しいただきたいと思います。

【江川】 熊本裁判の訴訟に関して、所長連盟としてどういう対応をしていくかという態度を決めるような議論は特にしませんでした。その会議の中ではいろんな意見が出ました。熊本裁判は、もちろん大きい関心のあったことですから、いろんな話が出ました。所長連盟としては、この裁判にどういう態度で臨もうということは、特にしませんでした。

【金平座長】 ありがとうございます。

神さん、お願いします。

【神委員】 江川先生、ご苦労さん。私は、全療協の事務局長という立場から、所長連盟に対して物を言う場合、立場を踏まえて、筋を通して話をする、これが原則でなくてはならないというふうに常々考えておりますけれども、きょうのこの場は、所長連盟の責任を追及する場ではありませんし、先ほどの裁判に関する江川所長の見解は、良識的な見解をお持ちだなということを理解いたしました。

率直に申し上げて、裁判の以前から、所長連盟の中には、みんながみんなそうではありませんが、立場からいえばむしろ被告側に立たされた立場、それが所長連盟であった。いわば政府側の立場に軸足を置いて仕事をしている。らい予防法を実践してきたというのが所長の立場であった。そういう立場であるがゆえに、先般の熊本地裁における終盤におきまして、被告側の証人という形で、所長の中から2人の方が政府側の立場から法廷で証人をされました。私は、俗な言い方をすれば、入所者から見れば、所長というのは本来ならば我々のおやじ的な存在ではないか。そういう立場の者が被告側に立って、いかにもこれまでの日本におけるハンセン病政策は間違っていなかった、おれたちは正当な仕事をして

きたんだと言わんばかりの証言をしたことを聞いて、非常に愕然としました。全療協としてこれは納得できないというふうに強く思った。

そういうふうなたまたま法廷の中で、そういう考え、理念、思想を持っていることがつまびらかにされたわけですけれども、そういう思想信条を持っている所長が何人かいらっしゃるということを知るにつけ、全療協という組織から考えていくと、うまい関係を、いい関係を維持して、療養所の改善を図るために一緒に努力をするという発想が、なかなか成立しにくくなっていった。そういう裁判前後の所長連盟と、今、施設長協議会ですが、全療協との関係が何年間か続いてきたことは事実です。そして、そのときの法廷における被告側に立った証言者の一人が、現在の施設長協議会の中にもまだいらっしゃるわけです。しかし、法廷の中での証言の内容は、極めて不当であったという内容のものでありますから、裁判長から具体的に論証を求められ、追及していく中から、ある所長については、被告の証人として法廷に出たけれども、最終的には原告側の証言者であるかのような考えを表明せざるを得なかったという経緯があったことは事実でありまして、まだ私どもの記憶に新しいところです。

しかし、そういうかつての所長連盟、施設長協議会の理念なり思想が、今も生きているかといえば、随分変わったなという印象を持っています。江川所長の前任者あたりから、権力的な、あるいは患者を弾圧するというふうな影がだんだん薄らいでまいりまして、私たちも、これからの療養所を考えていくときに、まさに今や正念場に差しかかっているという考えを強く認識をしておりますので、かつてそうであったから、これからもそう、今もそうという考えは払拭をして、一番大事な曲がり角に差しかかっている今のハンセン病療養所、あるいは入所者の将来を、これからどういうふうにしなくてはならないかという大きな課題に対して、もう過去は過去として、これから施設長協議会と私たちは二人三脚で、しっかりその問題に誠心誠意取り組まなければならない時代に来たという認識に立っています。

したがって、事務局長としてあえて言わせてもらうならば、これからは施設長協議会と全療協は同じ立場に立って療養所の将来を考え、そして今、療養所の中で一番大きな問題を3点挙げよといえば、1つは療養所の将来をどうするかという将来構想の問題と、なかなか改善されない療養所の医療の問題、それからもう一つは、不自由者の方々の看護・介護の問題、これが今の療養所の中における大きな3つの課題であろうと思います。

平均年歳が76歳を超えました。もう残りの人生の時間は、私たちにはそうありません。

そういう状況の中で、江川先生を代表とする施設長協議会と、私たちは熱心にこれから協議をする時期が来たということで、先般、施設長協議会の幹部の方々と全療協、そして弁護団の方々がオブザーバーという形でご出席をいただきましたけれども、これからの療養所をどうするか、今どういう課題があるかということを中心に議論して、また今月26日に、前回に引き続いてさらに議論を深めていこうというスケジュールが予定されております。

そこで、江川所長に伺いたいんですけども、今、私が申し上げた現在の療養所の中で一番重要な課題は、将来構想の問題と医療と看護・介護だというふうに認識をしております。厚生労働省に対しましては、私どもも52年の運動の中で繰り返し繰り返しこの要求は一貫して掲げて運動を展開してきましたけれども、ご承知のようにハンセン病問題の全面解決という観点に立って、あの裁判以後の動きを考えてみると、ほんとうに法的な責任がそこで果たされているのかという点を見ると、私は非常に疑問に思う。少なくとも施設長協議会という立場においては、ある意味では厚生労働省の立場を離れて、真剣に今後の療養所の問題を私たちと一緒に話し合ってもらいたいと思うんです。

私が指摘した3つの課題について、こういう場所で言うべき話ではないかもしれませんが、過去も現在も未来も大きな課題としてある問題でありますだけに、皆さんに認識をしてもらおうという立場から、もう少し先生のご見解を承ったら結構かなというふうに思います。

【江川】 今おっしゃったように私ども、入所者の方々、それから職員も含めての話なんですが、大きな問題は、まさに今おっしゃったそのことだと思います。将来問題、医療、介護、園内補償というまとめ方で言われていると思いますけれども、在園補償ですね。そういった事柄、これは、私ども療養所の狭い範囲といたしますか、厚生労働省の中にいる人間としてできる大きな問題だと思います。名誉回復とか、あるいはまだいろいろあるわけですが、私たちが直接かかわっていくべき問題は、今おっしゃったこの事柄だと思います。

将来構想に関しまして、施設長協議会の中でも真剣に考えなきゃいけないという空気は、所長連盟の時代から、将来問題についてどうすればいいんだということは、それぞれの施設長が真剣に考えている事柄だというふうに私は感じております。ただ、それぞれの療養所の立地とか、規模とか、非常に多彩でございますので、まとめて議論することはなかなか難しい。核になるようなことがなかなか見えてこない、そういうもどかしさをずっと感

じているんです。それで、今度、施設長協議会となったことをきっかけにして、全療協との関係もより深く、しかもいい関係で、その他、弁護士、もろもろの方々のご意見も聞きながら、将来問題を考えていかなきゃならないだろう。今度、26日の話し合いも、この3者、中心になるのは全療協と我々施設長協議会、そしてオブザーバー的に弁護団の方々も同席して、ざっくばらんに話をしていきたいと思います。2回目になりますが、第1回目の話し合いのときの雰囲気も、私は非常によかったなと思っております。2回目もさらにいい雰囲気で将来問題を話して、お互いに意見を闘わせていけたらいいのじゃないかなというふうに思っています。

2番目におっしゃいました医療、介護の問題は、療養所の実態、療養所の入所者の数は少なくなっていっております。新しく療養所に入られる方はもうないわけです。新しくハンセン病という診断がついたにしても、この方々は療養所に入所して治療する必要はなく、一般の医療機関で外来治療すればいい、原則はそうっております。少なくとも療養所にずっと今までのような形で入所する必要は全くない。一時的にベッドが必要な状態のことも、病気の経過の中ではあるんですけども、今までのような形での入所はもうあり得ない。したがって、療養所の入所者の数はどんどん少なくなっていくというのが実態です。おそらく30年もたつと、日本から元ハンセン病の方々もほとんどおられなくなってしまうのではないかなと、そういう状況。

しかし、数は少なくなりつつありますけれども、皆さん高齢化です。そして、ハンセン病に、特に療養所に入っている方々にはつきものの、いろんな障害を持っておられます。手足の変形とか、そのための不自由さ、それから知覚障害、最もやっかいな障害であると私は思うんですけども、知覚障害です。こういったものをほとんどの方々が抱えておられる。ということは、非常にたくさんの介護の手が必要なんです。

ほんとうに私、今、療養所で、入所者の方々につき合いながら感じているんですけども、1人对1人では足りないなという感じがしています。例えば知覚がないという障害を持った人の場合、この方は、自分では何か手に傷ができたということを感じられないわけですね。気づきません。気づいたときには、手足にできた小さい傷が非常に大きくなって、全身的な症状が出てくる。例えば寒けがするとか、熱が出てくるとか、あるいは手が急に大きくはれてきたとか足がはれてきたとか、こういうはっきりした症状がないと気づくことができない。それが知覚障害の恐さなんです、こういう知覚障害を抱えた方が非常にたくさんおられる。こういうものに早く気づかないと、重症化してしまって、指をまた一

本切断しなきゃいけない、足の指もまた切断しなきゃいけない、そういう状況が日常茶飯事起きているんです。こういう方々は、そういう障害を早く発見して、それに対する的確な対応を早く行っていく。

このためには、どうしても多くの目と手が必要だと思います。そのためには、さらに我々は療養所の増員ということを目指して、そのためには介護の見直しといいですか、療養所の方々がどのような介護を必要としているのかという実態を再調査していかなければならないなというふうに、所長連盟でも今それを一つの問題としております。

以上のようなことを今は考えています。

【金平座長】 ありがとうございます。

それじゃ、光石委員、それから後で鈴木さん。

【光石委員】 検証会議の光石と申します。先生のご経験だけでもいいんですが、ご存じの範囲でいいんですけれども、厚生労働省、昔の厚生省、そしてその前の内務省、その国立療養所という施設の長をはじめとして、主立った職員に対して、どういう選任基準によって、どういうところがそういうことを決めていったのか、それから選任基準なり、実質的な決定権者といいたいまいしょうか、そういったことについて先生がご存じの範囲でお聞かせいただきたい。それがまた戦後になって変わっていったのか、それから熊本訴訟があってから、その後はさらに変わったのか、その辺のところを知りたいんですが。

【江川】 それはどういう基準で選ばれたかという……。まあ、人事にかかわる部署がありますので、そこがやっているとしたら私はわかりません。

【光石委員】 実質的に、先生ご自身のことはしゃべりにくいんだらうと思いますが、所長というのが、国立療養所ができたからどういう選任基準で選ばれてきたかということ、いかがでしょうか。

【江川】 聞いたことがないんです、どういう基準で所長に選ぶのか、その基準については。

【光石委員】 厚生省なり内務省なりが、その権限を及ぼしてきたかどうかについても、先生、ご存じないですか。

【江川】 例えば大学に、医師ができますよね、医局で。その医局に対して、厚生労働省から何か圧力をかけたとか、そういう意味ですか。

【光石委員】 圧力があつたかなかったかよりも、連綿と国立療養所の所長さんが厚生省なり内務省なりによって選任されてきたことは間違いありません。

【江川】 ハンセン病療養所だけが特別では、私はないと思うんですが、ハンセン病の療養所にかかわる前は、私は一般の国立療養所にいたんですけども、医師の人事というのは大学人事なんですよ、私を感じている医師の人事というのは。大学の医局が「おまえ、行ってこい」「もう帰ってこい」「じゃ、また新しいのをやるよ」、これが主流なんです。厚生労働省全体で、国立病院・療養所の医師確保というのは非常に苦労しているんですね。どこの施設もそうだと思います。国立大阪病院とか、大きい国立病院があるんですけども、ここの院長と話をして、いい医師を確保するためにほんとうに苦労している、大学に日参している、大学に頭を下げて回っていると。厚生省立の大学をつくってくれないかなと、まあ実現不能なんですけど、こんなことを言っている。ほんとうに人事は大学人事というのが一般的です。

【光石委員】 現在はそうだと先生はおっしゃっている。療養所の歴史で、それがほんとうにそうだったかということについてはいかがですか。

【江川】 それはちょっとわかりません。

【金平座長】 ありがとうございます。

それじゃ、鈴木委員と、それからもうお一方、和泉委員とございますが、まず鈴木委員からどうぞ。

【鈴木伸彦委員】 検証会議の鈴木です。この間、邑久光明園に検証会議で行きまして、大変ショックを受けました。それは、ホルマリンに入った赤ちゃん、今にも泣き出しそうなほど、ほんとうに見て大きなショックを受けました。そういう赤ちゃんが、実はほかの複数の園にもある。そういうことに対して、所長さんたちの間でどんなふうに対応するのか、話し合ったことありますか。あるいは、これからどんなふうに対応なさっていくおつもりでしょうか。

【江川】 胎児とか、中絶した結果の胎児、そういった標本として残っている、それは事実ですね。もう全くない施設もあるというふうに聞いております。駿河療養所にもあります。その扱いについて、もう保存にたえなくなってしまった、例えばホルマリンの入っていた瓶が壊れてしまったとか、ホルマリンがからからに乾いてしまってどうしようもなくなってしまった標本、標本という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが。まあ標本と言わせていただきますが、そういうものは、それぞれの手続をとって処分している、処分も変ですね。要するに埋葬したり、火葬したりとか、そういうことをやっているはずなんです。それで、今残っているものについて、早く何らかの形をつけていかないといけない

というふうに、私どものところは思っております。ほかの施設もおそらく同じような考えかと思いますが、この扱いについて、施設長協議会の中で話し合っただけで結論を出したことはないです。

【鈴木伸彦委員】　　どこの園だかちょっと忘れたんですけども、園の中には、赤ちゃんのお母さんがだれだかわかる複数の赤ちゃんがいるケースもあると。そんなときに、非常に難しい判断なんだけれども、お母様にそのことを伝えたと、ものすごくショックを受けてしまうということも考えられるだろうし、また逆に、ホルマリンがしっかりしていれば、どうしても見たいと思われるお母さんもいらっしゃる。その辺のことについて、今は全く対応がなされてないように思うんですが、今後、あるいは協議会全体として何かなさるおつもりはありませんか。

【江川】　　どういう対応をしていくべきか、今まで結論として出すような話し合いはありませんけれども、やはり一つ大きな問題だと思しますので、施設長協議会の今後の問題として考えさせていただきたいなと思います。

【金平座長】　　ありがとうございました。

鈴木さん、一応いいですね。じゃ、和泉委員。

【和泉委員】　　江川先生、きょうはありがとうございました。検証委員の和泉ですけども、2点お伺いしたいんですが、ちょっと違う質問ですので1点ずつ伺いますけれども、初めのお話で、所長連盟、あるいはその前身でもいいんですけども、いつからできたかわからないというふうに言われたんですね。それはそうなんだと思いますが、大体どこまでさかのぼれるんでしょうか。例えば先ほどの3園長証言は昭和26年ですが、それより以前に所長連盟ないしは療養所の所長たちが集まって何らかの協議をするというような組織、わかる範囲でいいんですけども、どこまでさかのぼれるか、あるいは推定でどこまでさかのぼれるかということがわかりましたら教えてくださいませんか。

【江川】　　謝罪に関して、過去、所長連盟の実態といいますか、所長連盟がどのようなことをやってきたのか、総会の議事録とか、そういったものを調べようということで、そのときに出てきた資料があるんですけども、「昭和47年の7月、多磨全生園本館火災により、以前にあった分の書類は消失して不明である」という、ここから始まっているんですね。その後、昭和49年の2月、49年、50年、51、51、51、52、その間ちょっと抜けて61年。52年2月から61年までの所長連盟の書類はないようですという、これは事務局で調べてもらったものなんです。こういう状況なんです。

【和泉委員】 そうすると、昭和47年より前のことはわからないというふうに……。それはそれで、今の段階ではその資料しかないんだったら、それでいいと思います。

それから2点目なんですけれども、議事録、その他が失われたり、あるいはとってなかったりというふうなことで、中身についてはわからないことがたくさんあるというのは、それはそのとおりなのかもしれません。ただ、私自身が今まで断片的に聞いている範囲では、所長連盟の声明とか、そういう形で公表された書類は幾つかあると思うんです。それを私自身が読んで何を感じたか、あるいは何を考えたか、僕も大分批判したことはあると思うんですが、所長連盟の方は無視されたと思いますけれども、そのポイントは何かというと、非科学性なんですよね。

それで、きのうからのこの検証会議でも問題になったんですけれども、例えば一人の所長さんが一方で退所する人を認めながら、片方では絶対強制収容しなきゃいけないと言っている。これは同じ時期に同じことを一人の人がやっている。それで、うつたらいけないから入れなきゃいけないと一方で言いながら、出している。この論理矛盾というのか、普通の人から見ると、一人の人がこんなことを考えるということは理解できないというのが、検証委員の中のたくさんの意見なんです。それは確かにそのとおりなので、それをなぜそういう論理立てをしたのかというあたりの説明は、やはり所長連盟としてはしていただかなきゃいけないと思うんです。

僕が非科学性を指摘して無視された一つの例を挙げますと、予防法の廃止、その以前は改正ですけれども、について見解を幾つか出されているわけですが、そのうちの1つに、これは成田先生が連盟の責任者だったか事務局長だったときのものですけれども、例えば伝染の危険がないものについては外へ出すということを言われたり、それから、伝染そのものは濃厚接触でないと起こらないということをおられるんですね。それは、そういう一応の説が定説みたいというか、それでいいのかもしれませんが、ただもしそうだとしますと、例えば外へ出たら濃厚接触をする人という対象は少ないわけですから、家族に対して濃厚接触したら危険ですよということの話をすれば済むことで、だから療養所外に出てはいけませんというのは、どう考えても医学的に説明がつかないですね。ですから、危険な人以外は出してもいいんですと言うのであれば、危険な人はどんな人で、それはどんな行動をすると危険なのかということについて、ちゃんと所長さんたちは説明をしてくれないと困るので、その説明をしないままで、危険なようなことを言いながら、家族の中での衛生教育をどうするかということについては何の見解も示さないで、一つの

声明の中で、医学的批判に耐えないような、ほとんど理解できないような矛盾を平気で言っている。

私自身は、大まかに言いますと、そういう矛盾を全く矛盾と感じないで、あるいは考えもしないで政策を進めたのが、日本のハンセン病政策の特徴だと思うんですが、これから検証会議で検証するときに、その疑問に対して我々は何らかの答えを出さなきゃいけないので、言った所長連盟の方々が、それについてこれから先は説明をしていただきたい。

この矛盾というのは、例えば宮崎園長が、結核患者は自由に出歩くのに、それほど伝染力もないと言われているハンセン病患者が出歩くなというのはおかしいと、そういうふうに入園者たちが言うけれども、私たちは説得することができないので、国のほうでその説得する論理を考えてくださいと、3園長証言の中で言っていますよね。専門家が、素人のせりふに対して、何か論理を考えてなんていうのは、どう考えても言える話じゃないんですが、そういうことが平気で言えた所長たちが運営をしていたというのは、なぜなんだろうという疑問がもちろん出てきます。

江川先生の責任とか、そんなつもりは全然ないんですけども、少なくとも出された声明の中の非科学性については、何でそうなったかという説明をしていただきたいというふうに思っています。

【江川】 今まで3つ、声明とか出ていますね。この中の非科学的な側面、その部分をご指摘いただいて、それはまた検討させていただきたいと思います。確かに駿河療養所の所長の石原先生という方が、かなり古い時代にハンセン病にかかわっておられたんですが、その石原先生が健在でいらっしゃいますので、時々、昔の話を、お茶を飲みながらの程度の話ですが、お聞きするんですけども、退所規定をつくろうとしたとおっしゃるんですよね。その当時、らい予防法がありましたから、らい予防法にはちゃんと退所するに当たっての科学的な根拠を与えるようなものはできているわけですね。J先生もそういうものをつくろうと努力したということをおっしゃっていただきましたね。

しかし、そういうことがあまり表面に出てこなかったのは、今考えて残念だなと思っています。そういうのがしっかりされていると、退所とかそういったこともしっかりなされたでしょうね。確かにいらっしゃったように非科学的な部分が、私は熊本裁判の判決文を聞きながら、ほんとうに思いました。ああ言ったらこう言う、こう言ったらこう言う、どこに真実があるんだろうか、医療の科学性はどこにあるんだろう、確かに感じました。確かにそういう非科学的なところはご指摘いただいて、そういうところをまた改めて

いかなければいけないなと思っております。

【金平座長】 和泉委員、よろしいですか。

【和泉委員】 言葉を誤解しているといけないから、確認しておきますけれども、所長連盟として今まで出した声明を全部見直して、その中の非科学性を自分たちで考えて、検証委員会に対して「ここは気がつかない矛盾でした」というふうなことを、議事録なんかがあればいいんでしょうけれども、なくても、出した声明の中でも、検証委員の方がごく普通に考えて、何でこんな矛盾したことを一人の人が言うんだということ、我々自身が説明しなきゃならない責任がありますので、所長連盟として自主的にその辺を検討して、ここは非科学的でした、なぜそれが起きたかぐらいまでは言っていたらありがたいと思います。

【江川】 はい、そのように努力したいと思います。

【金平座長】 それでは、もうお一方、笈委員。

【笈委員】 先ほど神委員から、全療協と、新しく生まれ変わったというか、施設長協議会が力を合わせて、これからの療養所の建設をしていかなきゃいけないという話がありましたけれども、それはそれでそのとおりですが、しかし、その足がかりになるのには、生まれ変わったであろう施設長協議会が、我々に何を示すかという問題があります。

実は私、ほんとうに不思議に思っているんですが、ハンセン病のこの訴訟が勝訴した。その段階で、各県の知事が積極的に謝罪を行った。しかも、私がいる栗生楽泉園にも、あちこちからの知事が花輪を持って、まずお墓参りをし、入所者に謝罪すると。これは無癩県運動の責任を問われていると、そういう意味からの謝罪です。ですが、所長のほうから今までやってきたことについて、それは現在、自分は直接やっていないという思いがあるのかもしれませんが、無癩県運動を現在の知事がやったわけではないんですよ。そういう知事さんが大勢います。だけど、そのようなことを行ったということから、知事の責任というので、知事を継承したということから謝罪するわけです。ところが、所長のほうはそれがない。

先ほど先生から、こういう謝罪をしている、このようにしている、前任者の井上先生がこうやっている。ところが、謝罪文というのは、自治会のほうで園内放送で、こういう謝罪が行われたという放送はあっても、所長からこのような謝罪を所長連盟で行ったという放送は一回もない。これは各園調べてみればわかると思いますが、おそらくやっていないと思います。自治会のほうで、それを探し出して、何月何日こういう所長連盟での謝罪

表明があったと。所長のほうは何にも言っていない。

そうすると、これは所長の責任の問題と同時に、それがどういう形になるかということ、中間幹部、例えば看護部長や事務部長、あるいは各課長が全然変わらないという状況がありますよ。この判決を受けて、法的責任を果たさなきゃならなくなった厚生省の、その直接的に患者を管理する立場。もう管理はしない、サービスに徹するというので、私も非常に違和感を感じたんですが、急に患者の呼び出しに「様」を使う。「何々様」。今までは「さん」だけじゃなくて、「敬称は略します。何の太郎兵衛、何の太郎兵衛、急いでどこそこへおいでください」、こういうのが平気で通っていた。ところが、今、一々「何々様、何々様」。これで済む話ではない。むしろその放送をしている職員や、あるいはその放送を聞いている職員の意識が変わったか。そういうことで変わったとは思えない。むしろ、「何だ、あいつら。こういうふうに言ってやりゃ気分がいいのか」と思う職員もいるんじゃないか。これは意味がないですよ。

ほんとうに変わってこそ、今までの施療患者に対する態度じゃなくて、サービスに徹するという形になりますが、所長自身が、所長の責任、所長連盟が犯してきたその問題に対する責任を明らかにしていないために、個人的に各園の所長が、そのために職員の間接幹部は、一段下の人たち、私たちが接している人たちは別ですよ。そういう人たちは大変理解するようになりました。理解してくれています。だけど、中間幹部、部長や課長あたりは昔と全然変わらないんじゃないかという思いを強くせざるを得ない。

これはどうしてかということ、要するに謝罪といっても、上部構造というか、そこで処理されて、上部でこういう謝罪があった。だけど、我々、上部構造としての理解はあるけれども、我々には関係ないんだという思いが、その園長自身もそう思っている人たちが結構いるんじゃないか。だから、所長連盟から施設長協議会に変わっても、内容は変わらないんじゃないかというおそれが私はあります。

ですから、それをほんとうに変革するならば、こうした我々の思いにこたえる、態度で示していただける措置をぜひ施設長協議会でお話しただいて、我々に「ああ、今度の施設長協議会は所長連盟と変わったんだ」という思いを与えてもらいたい。そのことに関するご見解をお伺いしたい。

【金平座長】 弼委員、ちょっと時間がなくなってしまったので、とても大きな問題だけれども、ご要望でいいですか。じゃ、そういうご要望ということでちょっとお聞きいただきたい。

先生、ごめんなさいね。1時間ぐらいと言ったのに、もうお一方ちょっとあるんです。それでおしまいいたしますから。

【井上委員】 井上です。どうもいろいろありがとうございます。私も、1つ要望ということなんですが、もう一つは再発防止に関してなんです。

この検証会議の大きな課題は、なぜ誤ったハンセン病政策が続けられたかというこの点にかかわりますので、今、被害実態調査ということで、これは会長さんはじめ皆さんにご協力いただいて、かなり順調に進んでいますので、なお一層ご協力いただいて、これは真相究明に直接つながる問題ですので、このことをひとつお願いしておきたいということです。

もう一つ、この検証会議の重要な課題として再発防止ということがあります。今の齟委員の発言も、そういう問題に絡んでくると思うんですが、再発防止策について、全体として議論されているかどうか、あるいは個人としての見解でも結構ですので、そのあたり少しお教えいただきたいと思います。

【江川】 再発防止といいますのは、過去のハンセン病政策のような事柄ということでしょうか。

【井上委員】 はい。

【江川】 ものすごく大きい問題ですし、これは感じてしかないんですけども、施設長協議会に集まってくるメンバーは、過去の3園長さんたちの発言なされたような考え方といいますか、持っていないと思っております。熊本裁判を中心としたいろんなことを皆さんもよく知っていますので、この被害の大きさも実態として目の前で見ているわけですから、皆さんそういうふうにいるんじゃないかと思うんです。そのために、このようことが二度と起こらないように大いに協力していこうという考えはみんな持っていると思います。

【井上委員】 ハンセンの問題だけでなく、類似の感染症の問題等ありますよね。ですから、ハンセン病の政策に似たようなことを今後再び起こさないようにするという、これは非常に大事なテーマだと思いますので、その点について。

【江川】 ハンセン病療養所の将来を考えると、どういう施設になればいいかという議論があったときに、例えばエイズとか、そういった人を療養するような施設にしていけばいいんじゃないかなと、そういった意見も出たりしたんです。しかし、それはまた同じことを繰り返すことになるんじゃないかという議論もあったり、いろんなことに関して、

らい予防法がやってきた、この犠牲になった方々のことを話すときに、似たようなケースはたくさんある。それは考えております。みんな頭の中にあると思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

まだまだこちらから伺いたいことも皆さんおありだと思いますけれども、一応予定の時間がまいりました。これで切らせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

ご協力ありがとうございました。

【江川】 はい、ありがとうございました。私たちも、この検証会議の成功を心から願っておりますし、ぜひ参考にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【金平座長】 わかりました。どうも、きょうもいろいろと新しいことを教えていただきまして、ありがとうございました。

それでは、予定の時間を、先生には1時間ほどと申し上げておいて1時間半拘束してしまいました。私どものほうは一応4時半ぐらいまでと思っておりましたので、ちょうど時間になっております。

1つだけ、きょう議題がございますので、最後に議題を提案いたしますが、資料がきょうお配りしてありますが……。

先生、ありがとうございました。

検討会の委員の方たちが今、それぞれの検討課題に従って調査検討をやっていただいております。これについて、藤野先生はお帰りになってしまいましたけれども、沖縄のハンセン病の検証に当たりまして、今のところ藤野委員と森川委員が担当していらっしゃるんですが、軍の関与の問題とか、いろいろと大きな問題が出てきたので、この研究の協力者をもう一名どうしても置きたいということでございます。私ども検証会議としまして、検討会委員が責任を持って検討してくださいますけれども、そこに研究協力者を、この会で承認いたしました場合には置きまして、一緒に作業に当たっていただく、また、我々に課されております義務的なもの、こういうふうなものも果たしながら、検討会委員と一緒に検討するというをやっております。委員の皆様はご存じでございますけれども、ご存じない方がありますので、ちょっと解説いたしました。

そのことで、お手元にあります吉川由紀さんという方でございます。東海大学をご卒業になりまして、来年の4月に対馬丸記念館ができるわけでございますけれども、ここの専門員をなさることになっているようでございます。この方に研究協力者になっていただきたいということで、藤野委員からご提案がありました。一応これを承認したいと思います

が、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

特別ご反対ございませんので、検証会議としてこの方を研究員に承認したいと思います。これは、あくまで検討会委員の研究協力者でございます。ちょっとこの点、検討会の委員長からご説明いただきたいと思います。

【井上委員】 検証会議には検証会議の委員と検討会の委員ということで置かれています。その検討会の委員が、主として調査研究をしていくということなんですが、それだけでは足りないということで、先ほど座長から説明がありました。その場合に、研究に協力していただく方を、大きく2つに分けています。検討会そのものに全体として協力していただく、それからもう一つ委員個人に協力していただく、そういうことでそれぞれ位置づけを変えています。今回は、検討会ではなくて藤野委員の個人協力者と、こういう位置づけであります。それでご承認いただいたということになります。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、これで終わりますが、ご意見か何かございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして、皆様方きょうはご苦労さまでございました。きょうは、午前中には資料館を拝見し、また園内を自治会長さんにご案内をちょうだいいたしました。そして午後からは、この園のお二人の方から聞き取りという調査をさせていただきました。貴重なご体験を率直に語っていただきまして、私どもも大変参考になります。それから、ただいま江川先生からのお話、そしてまたそのの応答、こういうものもこれからの検証に生かしてまいりたいと思っております。

本日は、これをもって終了といたします。皆様方どうもありがとうございました。

了